

第十章 水防活動

第十章 水防活動

第一節 雨量・水位・潮位の監視と通報

1 要領

(1) 水防本部の事務

- ア 愛知県テレメータシステムにより県内の降雨状況、水位・潮位情報を監視する。又、国土交通省の市町村向け川の防災情報により広域的な降雨状況を監視する。一般財団法人河川情報センター「川の水位情報」により、県内の危機管理型水位計の水位情報を監視する。
- イ 国土交通省中部地方整備局に対し、県内の雨量・水位・潮位情報を的確に伝送する。
- ウ 雨量・水位・潮位情報の収集、監視及び伝送が的確に行われるよう施設の円滑な運営に努める。
- エ 施設に障害が発生した場合、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じ関係建設事務所より雨量・水位・潮位情報を補う。
- オ 建設事務所はじめ関係機関より、降雨状況の速報、地点水位状況図、地点潮位比較図等詳細な情報を要求された場合、速やかに必要な情報を提供する。
- カ 必要に応じ、雨量情報を名古屋地方気象台に通報する。

(2) 建設事務所の事務

- ア 愛知県テレメータシステムにより管内の降雨状況、管内河川の水位・流量の状況（以下「水位状況等」という。）を監視し、国土交通省の市町村向け川の防災情報により広域的な降雨状況、上流の水位・流量の情報（以下「水位情報等」という。）を監視する。また、一般財団法人河川情報センター「川の水位情報」により、管内の危機管理型水位計の水位情報を監視する。
- イ 出動水位（相当）に達した等の場合には、「異常気象時における河川・海岸の緊急活動要綱」に基づいて巡視・点検を行い、それにより得た情報を関係する市町村及び水防管理団体に提供する。
- ウ 雨量・水位・潮位情報の収集、監視及び水防本部への伝送が的確に行われるよう施設の円滑な運営に努める。
- エ 施設に障害が発生した場合、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じ市町村等より雨量・水位・潮位情報の欠落した情報を補う。また、水防本部をはじめ他機関より要求のあった場合はこの情報を提供する。
- オ 降雨状況の速報、地点水位状況図、地点潮位比較図等の詳細な情報を必要とする場合、水防本部に依頼し、必要な情報を得る。

(3) 港務所の事務

特に必要な場合、風向及び風速の概要並びに波高（潮位の動きの平均値より波頭までの高さ）及び波頭より防潮堤上端（天端）までの余裕を県水防本部、関係建設事務所及び関係機関に通報する。

(4) 国土交通省の事務

(1) (2)にかかわらず、国土交通省木曾川上流河川事務所及び木曾川下流河川事務所は木曾川及び長良川に関する水位情報を、同豊橋河川事務所は矢作川並びに豊川及び豊川放水路に関する水位情報等を、同庄内川河川事務所は庄内川、矢田川に関する水位情報を、県水防本部はじめ関係機関に対し、必要に応じて報告する。

(5) 名古屋地方気象台の事務

県水防本部より要求のあったとき、速やかに雨量情報を県水防本部に通知する。

(6) 水防管理団体の事務

水防管理団体においても、愛知県水防テレメータシステム等により積極的に水位情報の収集に努めるものとする。

2 水位の通報及び公表

(1) 水位の通報（法第12条第1項）

水防管理者又は量水標管理者は、洪水予報・水位情報の周知・水防警報伝達に係る基準観測局からの水位情報を、次のとおり関係者に通報する。

ア 通報の開始

水位が上昇し、水防団待機（指定（通報））水位に達したときから開始する。

イ 通報の終了

水位が下降し、水防団待機（指定（通報））水位以下に下がったときに終了する。

ウ 通報の間隔

1時間ごとにその時刻の水位変動状況を通報することを標準とするが、氾濫注意（警戒）水位に達した場合、最高水位に達した場合、急激な水位上昇を観測した場合等必要に応じて随時その時刻と水位を通報する。

水防団待機水位（指定（通報））情報の通報については、国土交通省統一河川情報システム、又は愛知県水防テレメータシステムが正常に機能している場合は省略することができる。ただし、システムに障害が生じた場合は、電話やファックスなどで通報するものとする。

(2) 水位の公表（法第12条第2項）

量水標管理者は洪水予報・水防警報・避難判断水位情報伝達に係る基準観測局等からの水位情報を国土交通省ウェブサイト「川の防災情報」(<https://www.river.go.jp>)又は愛知県ウェブサイト「愛知県川の防災情報」(<https://www.kasen-aichi.jp/>)に掲載し、公表する。

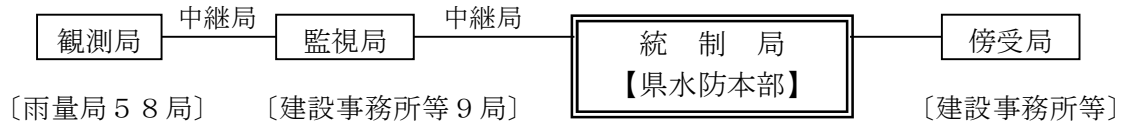
(3) 水位周知河川については、避難判断水位に達した場合に通報する。

3 愛知県水防テレメータシステム

(1) 概要

無線を介して雨量・水位・潮位を遠隔集中監視するシステムであり、県水防本部と各建設事務所間で整備している。

(2) 構成



[雨量局 58局]

[建設事務所等 9局]

[建設事務所等]

[水位局 95局]

[潮位局 8局]

計 161局

(愛知県水防テレメータシステムの外に、危機管理型水位計を181局設置している。)

4 愛知県水防テレメータシステム雨量観測局

水系名	観測所名	所在地	水系名	観測所名	所在地
木曾川	犬山	犬山市富岡字小野洞1097-76 (小野洞砂防公園)	矢作川	足助	豊田市足助町岡田3-1 (豊田加茂建設事務所 足助支所)
	名古屋	名古屋市中区三の丸2-6-1 (三の丸庁舎)		藤岡	豊田市藤岡飯野町田中245 (豊田市役所 藤岡支所)
	瀬戸	瀬戸市追分町64-1 (瀬戸市役所)		小原	豊田市小原町上平441-1 (豊田市役所 小原支所)
	松本	春日井市出川町2丁目 (松本観測所)		旭	豊田市小渡町船戸15-1 (豊田市役所 旭支所)
	春日井	春日井市柏原町1-97-1 (春日井市中央公民館)		明川	豊田市明川町ヲクマノ2-32 (明川観測所)
	小牧	小牧市堀之内3-1 (小牧市役所)		稲武	豊田市稲武町竹ノ下1-1 (豊田市役所 稲武支所)
	久地野	北名古屋市久地野権現 (久地野観測所)		木瀬ダム	豊田市三箇字下山5-16 (木瀬ダム)
	味美	春日井市味美町3 (味美観測所)		作手	新城市作手高里字縄手上38番地1 (新城市消防署 作手出張所)
	大治	海部郡大治町大字八ツ屋字東田面50番地 (大治観測所)		新城	新城市片山字西野畑532-1 (新城設楽建設事務所)
	江南	江南市飛高町宮町214 (般若川調整池)		長篠	新城市長篠字下り箆1-2 (新城市 鳳来総合支所)
矢作川	岡崎	岡崎市明大寺本町1-4 (西三河建設事務所)	豊川	海老	新城市玖老勢字新井9 (新城市学童農園山びこの丘)
	額田	岡崎市榎山町字山ノ神21-1 (岡崎市役所 額田支所)		設楽	北設楽郡設楽町田口字川原田6-18 (新城設楽建設事務所 設楽支所)
	雨山ダム	岡崎市雨山町字竹ノ下31-2 (雨山ダム)		豊橋	豊橋市今橋町6番地 (東三河建設事務所)
	豊田	豊田市常盤町三丁目28 (豊田加茂建設事務所)	天竜川	東栄	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑16-5 (東栄観測所)
	下山	豊田市大沼町越田和37-1 (豊田市役所 下山支所)		津具	北設楽郡設楽町津具字下川原5-1 (設楽町 津具総合支所)

水系名	観測所名	所在地	水系名	観測所名	所在地
天竜川	豊根	北設楽郡豊根村坂宇場字宮嶋29-3 (道の駅 豊根グリーンポートみやじま)	境川	井ヶ谷	刈谷市井ヶ谷町稲葉崎99 (井ヶ谷観測所)
	富山	北設楽郡豊根村富山字下栃13-3 (豊根村役場 富山支所)	猿渡川	知立	知立市上重原町蔵福寺124 (知立建設事務所)
天白川	植田川	名古屋市名東区猪高町 (植田川観測所)	高浜川	安城	安城市桜町18番23号 (安城市役所)
	日進	日進市蟹甲町池下268 (日進市役所)		高浜川	碧南市丸山町1-34 (高浜川水門)
日光川	日光川	海部郡飛島村大字梅之郷字宮東 (日光川排水機場)	梅田川	二川	豊橋市大岩町火打坂19-16 (豊橋市視聴覚教育センター)
	一宮	一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4 (一宮建設事務所)	汐川	田原	田原市田原町橋上5-2 (柳町観測所)
	戸苅	一宮市萩原町築込字西古川1 (戸苅観測所)	免々田川	渥美	田原市福江町宮の脇48 (渥美観測所)
	大里	稲沢市奥田酒伊町1-4 (奥田遊水池)	音羽川	御油	豊川市御油町美世賜185-1 (御油公民館)
	津島	津島市西柳原町1丁目14 (海部総合庁舎)	佐奈川	豊川	豊川市金屋西町三丁目14 (豊川観測所)
阿久比川	阿久比	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越50 (阿久比町役場)	沿岸	東海	東海市大田町下浜田164-5 (愛知用水水道事務所)
新江川	美浜	知多郡美浜町大字河和字北田面106 (美浜町役場)		半田	半田市瑞穂町2丁目2-1 (知多建設事務所)
北浜川	西尾	西尾市寄住町下田13 (西三河建設事務所 西尾支所)		常滑	常滑市港町二丁目地内 (鬼崎験潮所)
境川	泉田	刈谷市泉田町西中浜5-2 (泉田観測所)		南知多	知多郡南知多町大字豊浜字薬師堂45 (南知多町立豊浜中学校)
	一ツ木	刈谷市一ツ木町西田60-1 (一ツ木観測所)		蒲郡	蒲郡市浜町 (蒲郡緑地公園)

5 愛知県水防テレメータシステム水位観測局

No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高					
1	日光川	日光川	日光川内水位	-4/800	海部	海部郡飛島村大字梅之郷字宮東	TP m	-7.20	0.00	-	-	-	-	(1.5)	4.10					
2			日光川外水位	-4/800		海部郡飛島村大字梅之郷字宮東	TP m	-4.50	0.00	-	-	-	-	-	(4.52)	6.00				
3			★古瀬	9/600	愛西市古瀬町村前14番地先	TP m	-3.10	0.00	★0.90	★1.30	★1.50	★1.80	★2.00	3.04						
4			★戸苜	19/750	一宮市萩原町築込字西古川1番地	TP m	-0.46	0.00	★1.70	★2.30	★2.60	★2.90	★3.50	4.40						
5			三条	23/400	一宮市西五城板倉前西切	TP m	0.07	0.00	(2.03)	(2.90)	(3.59)	-	(4.66)	5.44						
6		善太川	善太	2/000	海部	海部郡蟹江町大字新千秋後東412番4地先	TP m	-5.50	0.00	-	-	-	-	-	(-2.45)	-2.30				
7		福田川	福田	1/000		名古屋市港区福屋2丁目116番地先	TP m	-3.70	0.00	-	-	-	-	-	(1.50)	1.50				
8			★新居屋	10/000	あま市新居屋上権現61番地	TP m	1.69	0.00	(-0.05)	(0.30)	(0.60)	★0.85	★1.10	1.95						
9		蟹江川	須成	4/800	海部郡蟹江町大字須成字井ノ蕪313-1	TP m	-2.60	0.00	-	-	-	-	-	(0.80)	2.30					
10			蟹江	-0/200	海部郡蟹江町大字蟹江本町字栄花野地先	TP m	-4.70	0.00	-	-	-	-	-	(0.20)	3.70					
11			★本田	9/810	あま市金岩535番地先	TP m	-0.70	0.00	(0.50)	(0.90)	(1.20)	★1.30	★1.55	2.25						
12		目比川	目比	1/440	一宮	津島市葉苜町字九日田489番地先	TP m	-2.20	0.00	(0.70)	(1.10)	(1.60)	-	(2.03)	2.80					
13		三宅川	井堀	4/250		稲沢市井堀川東町地先	TP m	-0.50	0.00	(0.60)	(1.10)	(1.40)	-	(2.00)	2.80					
14		領内川	諏訪	0/670		稲沢市平和町勝幡新田地先	TP m	-2.98	0.00	(0.50)	(0.80)	(1.10)	-	(1.50)	2.50					
15			★祖父江	6/840	稲沢市祖父江町大牧三反田	TP m	-2.00	0.00	(0.10)	(0.75)	(1.30)	★1.60	★2.10	3.04						
16	筏川	筏川	0/000	海部	弥富市東末広八丁目40番の2	TP m	-3.10	0.00	-	-	-	-	(-1.20)	0.27						
17	木曾川	郷瀬川	郷瀬川	1/300	一宮	犬山市大字犬山字一本杉33番地の3地先	河床m	-0.33		(1.30)	(2.00)	(2.60)	-	(3.50)	4.45					
18			新郷瀬川	羽黒		3/620	犬山市羽黒新外山地先	河床m	0.00		(1.50)	(2.00)	(2.37)	-	(2.98)	4.35				
							TP49.10m	49.43	TP50.73m	TP51.43m	TP52.03m		TP52.93m	TP53.88m						
							TP52.76m	52.76	TP54.26m	TP54.76m	TP55.13m		TP55.74m	TP57.11m						
19	庄内川	新川	新川下之一色	3/250	尾張	名古屋市中川区下之一色町三角地先	TP m	-4.20	0.00	(1.00)	(1.80)	(2.20)	-	(3.60)	5.00					
20			大治	11/250		海部郡大治町八ツ屋東田面50番地先	TP m	-2.10	0.00	(1.20)	(2.10)	(2.90)	-	(4.00)	5.00					
21			★水場川外水位	16/000		清須市阿原地内	TP m	-2.40	0.00	★2.00	★3.00	★3.90	★4.40	★5.20	6.20					
22		水場川	水場川内水位	0/090	清須市阿原地内	TP m	-2.70	0.00	(1.50)	(2.60)	(3.00)	-	(3.30)	3.40						
23			新川	久地野	20/080	北名古屋市久地野南権現地先	TP m	-0.50	0.00	(3.20)	(4.50)	(5.40)	-	(6.57)	7.80					
24		五条川		一場	4/700	清須市一場地内	TP m		0.00						5.85					
25				★春日	6/430	清須市春日振形127番1地先	TP m	1.60	0.00	(3.10)	(3.90)	(4.60)	★5.05	★5.55	7.20					
26			曾本	18/700	一宮	江南市小折本町地先	河床m	-0.12		(0.80)	(1.20)	(1.60)	-	(2.20)	2.70					
							TP11.50m	11.62	TP12.42m	TP12.82m	TP13.22m		TP13.82m	TP14.32m						
27	★曾野	13/710	岩倉市曾野町隅田地先	河床m		0.00		(1.85)	(2.60)	(3.15)	★3.65	★4.05	5.20							
						TP3.15m	3.15	TP5.00m	TP5.75m	TP6.30m	TP6.80m	TP7.20m	TP8.35m							
28	青木川	★赤池	2/080		一宮市丹陽町九日市場	河床m	0.24		(1.70)	(2.40)	(2.90)	★3.35	★3.70	4.25						
					字南向川田37番地	TP	2.70m	2.46	TP	4.16m	TP	4.86m	TP	5.36m	TP	5.81m	TP	6.16m	TP	6.71m

No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高		
29	庄内川	地蔵川	勝川	0/350	尾張	春日井市森山田町65番地先	河床m	-0.11		(1.00)	(1.60)	(2.00)	-	(2.60)	3.20		
									TP 9.00m	9.11	TP10.11m	TP10.71m	TP11.11m		TP11.71m	TP12.31m	
30			地蔵川排水内	3/415			春日井市御幸町三丁目地先	TP m	7.40	0.00	-	-	-	-	(10.80)	11.40	
31			八田川	地蔵川排水外		0/840		春日井市御幸町三丁目地先	TP m	8.50	0.00	(9.20)	(9.87)	(10.52)	-	(14.74)	16.64
32			大山川	★豊山		1/980		西春日井郡豊山町大字青山字東川 139番地の1地先	河床m	-0.10		(2.90)	(3.80)	(4.20)	★4.20	★4.70	6.00
				二重堀		8/000		小牧市大字二重堀地内	河床m	0.00		-	-	-	-	-	4.80
33									TP 3.34m	3.44	TP 6.34m	TP7.24m	TP7.64m	TP 7.64m	TP 8.14m	TP 9.44m	
34			合瀬川	自才橋		8/900		小牧市大字小牧原新田地内	河床m	0.00		-	-	-	-	-	3.10
35			中江川	中江川内水位		0/220		北名古屋市片場地内	TP m		0.00	-	-	-	-	(6.40)	7.20
36				中江川外水位		0/140		北名古屋市片場地内	TP m		0.00	-	-	-	-	(7.05)	7.80
37			鴨田川	鴨田川内水位		0/000		北名古屋市九之坪地内	TP m		0.00	-	-	-	-	(3.00)	4.80
38			新川	鴨田川外水位		18/000		北名古屋市九之坪地内	TP m		0.00	-	-	-	-	(6.00)	7.40
39			矢田川	★平子		13/410		尾張旭市庄内中町字南島地先	河床m	-1.46		(2.00)	(2.20)	(2.35)	★2.35	★2.65	5.00
40				長栄八反		8/000		名古屋市守山区小六町地内	河床m	0.00		-	-	-	-	-	7.30
41			香流川	★猪子石		1/550		名古屋市名東区猪高町大字猪子石 字神ノ木55番地先	河床m	-0.86		(0.60)	(1.10)	(1.50)	★1.85	★2.10	4.10
42			瀬戸川	共栄橋		1/300		瀬戸市川西町一丁目10-2地先	河床m	0.00		(1.50)	(2.00)	(2.30)	-	(2.90)	3.70
43			内津川	★松本		4/760		春日井市出川町四石田70-2地先	河床m	-0.17		(1.10)	(1.60)	(2.00)	★2.00	★2.20	4.60
44				内津川 旧河川		4/400		春日井市松本町	河床m	-0.66		(0.91)	(1.51)	(2.11)	-	(2.91)	5.00
45		内津川 放水路	1/400		春日井市出川町北之坪	河床m	-0.34		(1.70)	(2.40)	(2.90)	-	(3.50)	5.70			
46		八田川	★味美	2/400		春日井市味美町3丁目	河床m	1.63		★3.90	★4.50	★4.70	★5.20	★5.55	6.70		
47	山崎川	山崎川	★瑞穂	6/390		名古屋市瑞穂区豊岡通3丁目29番地先	河床m	0.00		(2.20)	(3.00)	(3.50)	★3.50	★4.05	5.60		
48	天白川	天白川	★天白川	7/370		名古屋市南区中江二丁目地内	TP m	0.60	0.06	★3.20	★4.30	★5.15	★5.35	★6.50	8.94		
49				天白島田	10/150		名古屋市天白区中砂地内	TP m	7.07	0.00	(9.40)	(10.00)	(11.00)	(11.00)	(12.10)	14.65	
50			扇川	★鳴海	4/300		名古屋市緑区鳴海町字向田4番7地先	TP m	0.00	0.00	(1.40)	(2.50)	(2.85)	★2.85	★3.50	4.80	

No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高	
51	矢田川	矢田川	天野	0/600	知多	常滑市大野町5丁目134番1地先	TP m	-0.70	0.00	-	-	-	-	(1.90)	2.60	
52	阿久比川	阿久比川	岩滑阿久比川	3/300		半田市岩滑東町1丁目128番地先	TP m	-0.20	0.00	(1.60)	(2.50)	(3.30)	-	(4.60)	5.30	
53	十ヶ川	十ヶ川	岩滑十ヶ川	1/550		半田市岩滑東町1丁目128番地先	TP m	-1.30	0.00	-	-	-	-	(1.70)	3.60	
54	阿久比川	阿久比川	★宮津	5/300		知多郡阿久比町大字椋岡字高田300番地先	TP m	1.76	0.00	(3.30)	(4.15)	(4.85)	★5.45	★5.90	8.16	
55	境川	境川	★泉田	7/330	知立	刈谷市泉田町西中浜5番2地先	TP m	1.10	0.00	★3.10	★3.85	★4.35	★4.65	★5.20	8.30	
56			井ヶ谷	12/400		刈谷市井ヶ谷町稲葉崎地先	TP m	8.90	0.00	(11.80)	(12.40)	(12.80)	-	(13.50)	15.30	
57			西一色	16/000	豊田加茂	みよし市西一色町塚ノ下41番地先	河床m	-0.20		(1.40)	(2.30)	(2.70)	-	(3.30)	4.10	
				TP20.18m		20.38	TP21.78m	TP22.68m	TP23.08m	TP23.68m	TP24.48m					
58			石ヶ瀬川	大府	2/000	知多	大府市月見町4丁目地内	TP m	2.00	0.00	(3.50)	(4.10)	(4.60)	-	(5.45)	6.50
59			発杭川	発杭川水門内	1/400	知立	刈谷市泉田町半崎98-1	TP m							(3.14)	4.60
60				発杭川水門外	1/400		刈谷市泉田町半崎98-1	TP m							(4.14)	4.60
61				発杭川排水内	2/800		刈谷市泉田町地先	TP m			(2.80)	(3.00)			(3.62)	4.00
62				発杭川排水外	8/270		刈谷市泉田町地先	TP m			(4.50)	(5.50)			(6.58)	8.60
63			逢妻川	逢妻川	1/270	知立	刈谷市港町4丁目1番地先	TP m	-2.60	0.00	-	-	-	-	(2.30)	3.30
64		★一ツ木逢妻川		8/450	刈谷市一ツ木町西田60番1地先		TP m	0.00	0.00	★2.70	★3.35	★3.90	★4.00	★4.80	5.90	
65		水干川	一ツ木水干川	0/000	知立	刈谷市一ツ木町西田60番1地先	TP m	-1.40	0.00	-	-	-	-	(1.90)	2.50	
66		流れ川	一ツ木流れ川	0/000		刈谷市一ツ木町西田60番1地先	TP m	-1.00	0.00	(2.00)	(2.00)	-	-	(2.00)	2.50	
67		逢妻川	西町逢妻川	10/600		知立市西町宮後2番地先	TP m	1.09	0.00	(3.60)	(4.25)	(4.85)	(5.20)	(6.00)	7.20	
68		逢妻女川	★千足	10/120	豊田加茂	豊田市千足町地内	河床m	-0.18		(1.55)	(1.85)	(2.10)	★2.20	★2.50	3.30	
				TP26.15m		26.33	TP27.88m	TP28.18m	TP28.43m	TP28.53m	TP28.83m	TP29.04m				
69		逢妻男川	若林	5/700	豊田加茂	豊田市中根町小根崎4-68地先	河床m	-0.70		(1.60)	(2.40)	(3.00)	-	(3.90)	4.50	
							TP 9.60m	10.30	TP11.90m	TP12.70m	TP13.30m	-	TP14.20m	TP14.80m		
70	猿渡川	猿渡川	高須	2/600	知立	刈谷市高須町懸貝20番1地先	TP m	-1.30	0.00	(1.30)	(2.00)	(2.50)	-	(3.40)	4.00	
71				★猿渡川		6/950	知立市新林町立野158番地先	TP m	1.68	0.00	(3.25)	(3.80)	(4.15)	★4.35	★4.65	5.83
72	高浜川	高浜川	衣ヶ浦	-0/200	知立	高浜市田戸町3丁目50番地先	TP m	-4.90	0.00	-	-	-	-	(3.65)	4.00	
73				高浜川水門内水位		0/600	碧南市丸山町1丁目34番地	TP m			(0.90)	(0.90)			(1.40)	
74				高浜川水門外水位		0/600	碧南市丸山町1丁目34番地	TP m			(1.10)	(1.10)			(3.65)	
75				油ヶ淵		2/000	碧南市金山町2丁目1番13地先	TP m	-4.00	0.00	-	-	-	-	(1.40)	3.00
76	北浜川	北浜川	北浜	2/950	西三河	西尾市徳永町八ツ田50-3地先	TP m	-1.00	-0.02	(0.60)	(1.10)	(1.40)	-	(1.90)	2.60	
77	矢作川	鹿乗川	鹿乗川	8/600	知立	安城市東町大塚1番6地先	河床m	0.17		(1.85)	(2.45)	(2.85)	-	(3.55)	4.70	
						TP 5.17m	5.00	TP 6.85m	TP 7.45m	TP 7.85m	TP 8.55m	TP 9.70m				
78			筒針	13/650	西三河	岡崎市筒針町字下川田	TP m	9.41	0.00	-	-	-	-	-	12.00	
79		矢作古川	★小島	13/730	知立	西尾市小島町郷前地先	河床m	-0.90		★3.85	★3.85	★4.75	★6.05	★6.10	8.80	
						TP 2.57m	3.47	TP 7.32m	TP 7.32m	TP 8.22m	TP 9.52m	TP 9.57m	TP12.27m			
80			★上横須賀矢作	6/950	知立	西尾市吉良町上横須賀	河床m	-0.60		★3.80	★3.80	★4.50	★5.50	★5.60	7.70	
						字渡舟場28番地先	TP-0.66m	-0.06	TP 3.74m	TP 3.74m	TP 4.44m	TP 5.44m	TP5.54m	TP 7.64m		

No.	水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高	0点高	水防団待機水位 (第一基準)	氾濫注意水位 (第二基準)	出動水位 (第三基準)	避難判断水位	氾濫危険水位 (危険水位)	堤防高	
81	矢作川	広田川	上横須賀広田	2/970	西三河	西尾市吉良町上横須賀字渡舟場28番地先	河床m	-0.30		(2.20) TP-0.35m	(3.50) TP 3.45m	(4.30) TP 4.25m	-	(5.60) TP 5.55m	6.80 TP 6.75m	
82			★永良	8/260		西尾市下永良町鎮守地内	河床m	-0.10		(2.20) TP 2.20m	(3.10) TP 5.40m	(3.80) TP 6.10m	★4.60 TP 6.90m	★4.85 TP7.15m	6.25 TP8.55m	
83		乙川	★大平	7/750		岡崎市岡町字北久保3番地先	河床m	-0.60		(1.65) TP20.27m	(2.35) TP23.22m	(2.85) TP23.72m	★3.10 TP23.97m	★3.70 TP24.57m	4.90 TP25.77m	
			茅原沢	11/700		岡崎市茅原沢町梁野106番1地先	河床m	-0.40		(1.50) TP32.85m	(2.30) TP34.75m	(2.90) TP35.55m	-	(4.00) TP37.25m	5.60 TP38.85m	
85		伊賀川	伊賀川	3/500			岡崎市稲熊町5丁目36番地先	TP m	22.22	22.38	(23.50)	(23.90)	(24.20)		(24.70)	26.85
86		雨山川	栗田橋	2/100			岡崎市雨山町字ヒガン田45-1	河床m	0.30							5.55 TP234.7m
87		籠川	★京町	0/550		豊田加茂	豊田市京町4丁目50番地先	河床m	-0.40		(1.65) TP36.55m	(2.10) TP39.05m	(2.45) TP39.40m	★2.65 TP39.60m	★2.95 TP39.90m	6.00 TP42.95m
88		矢崎川	矢崎川	矢崎川		5/750	西三河	西尾市吉良町大字寺嶋桑原橋上流左岸	TP m	0.58	0.58	(1.99)	(2.75)	(3.28)	-	(4.46)
89	音羽川	音羽川	★国府	4/400	東三河	豊川市森1丁目13-1地先	河床m	-0.04		(1.40) TP11.54m	(1.85) TP12.98m	(2.15) TP13.43m	★2.40 TP13.98m	★2.70 TP14.28m	3.50 TP15.08m	
90	柳生川	柳生川	★花田	5/050		豊橋市前田南地内	TP m	0.19	0.00	(1.35)	(2.05)	(2.60)	★2.60	★3.50	4.10	
91	梅田川	梅田川	★浜道	5/520		豊橋市天伯町字八田平24-4	河床m	0.00		(2.35) TP 2.86m	(2.80) TP 5.21m	(3.05) TP 5.66m	★3.05 TP 5.91m	★3.70 TP 6.56m	4.40 TP 7.26m	
92	汐川	汐川	柳町	2/240		田原市柳町地内	TP m	-1.04	0.01	-	(1.50)	(1.90)	-	(2.60)	3.20	
93	佐奈川	佐奈川	★佐土	8/340		豊川市佐土町	河床m	0.02		(1.85) TP16.15m	(2.15) TP17.98m	(2.40) TP18.53m	★2.45 TP18.58m	★2.80 TP18.93m	4.03 TP20.16m	
94	蜷川	蜷川	蜷川排水機内	2/700	知立	碧南市中江町5丁目68, 78番地	TP m	-2.00	0.00					(0.40)		
95	蜷川	蜷川	蜷川排水機外	2/630		碧南市中江町5丁目68, 78番地	TP m	-2.50	0.00					(3.65)		

★: 水防法に基づく基準観測局及び基準水位

水位解説

氾濫危険水位

一連の区間において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位

(危険水位)

当該観測局の地点において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位

避難判断水位

住民に対し氾濫発生危険性についての注意喚起を開始する水位

出動水位

水防団員等の出動を通知する水位

(第三基準)

危険水位満流流量の6割に相当する水位で、出動水位に相当するもの

氾濫注意水位

水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部団員の出動を通知する水位

(第二基準)

危険水位満流流量の4割に相当する水位で、氾濫注意水位に相当するもの

水防団待機水位

水防団員等が出動のために待機する水位

(第一基準)

危険水位満流流量の2割に相当する水位で、水防団待機水位に相当するもの

上記設定が困難な著しい感潮区間については、危険水位のみを設定している。また、排水機場内水位については、操作規則等を参考に設定可能なものについて設定している。

6 愛知県水防テレメータシステム潮位観測局

No.	海岸名	箇所	観測所名	所管	所在地	単位	零点高 (T.P)	※	堤防高
1	伊勢湾	名古屋港	天白川河口	尾張	東海市南柴田町リノ割363-12	m	0.00	4.52	4.6
2		鬼崎漁港	鬼崎	知多	常滑市港町2	m	0.00	3.58	5.5
3	三河湾	師崎漁港	師崎		知多郡南知多町大字師崎字林崎	m	0.00	3.34	4.2
4		衣浦港	衣浦港	半田市十一号地	m	0.00	3.65	4.5	
5		一色漁港	一色	西三河	西尾市一色町坂田新田字築合	m	0.00	3.47	4.4
6		形原漁港	形原	東三河	蒲郡市形原町港町	m	0.00	3.47	5.1
7		三河港	三河港		豊橋市神野ふ頭町3-9	m	0.00	3.47	6
8		福江港	福江		田原市福江町日比浜	m	0.00	2.53	4.5

注1) ※ 台風期平均満潮位に伊勢湾台風級の台風による潮位偏差を足した値で設定している。

注2) 令和3年1月29日、測地成果2011に基づき観測基準面を見直している。

7 危機管理型水位計

(1) 概要

洪水時のみの水位観測に特化し、機器の小型化や通信機器等のコストを低減した水位計。
 水位情報は、一般財団法人河川情報センターウェブサイト「川の水位情報」
 (<https://k.river.go.jp/>) に掲載する。
 [水位計 181 基] (令和 6 年 4 月 1 日現在)

(2) 水位計一覧

No.	所管	市町村	水系名	河川名	設置箇所	
1	尾張	名古屋市・日進市	天白川	繁盛川	モチロ橋	
2		名古屋市	庄内川	香流川	中島橋	
3				新地蔵川	立合橋	
4			天白川	扇川	相生橋	
5			山崎川	山崎川	可和名橋	
6			瀬戸市	庄内川	矢田川	本地大橋
7		瀬戸川			記念橋	
8		水野川			水野大橋	
9		春日井市			西行堂川	牛山新田橋
10					内津川	厚金橋
11						篠原歩道橋
12					松本橋	
13					地蔵川	弥生公園橋
14					繁田川	黒坪橋
15					八田川	十五丁橋
16			巡見橋			
17		小牧市		大山川	高畑上橋	
18				新境川	無名橋	
19				池田川	無名橋	
20				薬師川	新金井戸橋	
21				合瀬川	山北歩道橋	
22				中江川	宮前橋	
23				原川	土居北橋	
24				矢戸川	正眼寺橋	
25				巾下川	乳児塚橋歩道橋	
26				外堀川	外堀中橋	
27		尾張旭市		天神川	天神川 1 号橋	
28				矢田川	印場橋	

29		豊明市	境川	皆瀬川	姥子橋
30				正戸川	正戸川1号橋
31		日進市	天白川	天白川	新大正橋
32					米野木橋
33				岩崎川	大向橋
34		小牧市・北名古屋市	庄内川	新中江川	昭聖橋
35				鴨田川	名古屋外環状線橋
36				水場川	水場橋
37				香流川	下川原橋
38				豊山町	大山川
39	清須市			五条川	春日新橋
40	一宮	一宮市	日光川	日光川	田待橋
41				東神橋	
42				光堂川	光堂橋
43				野府川	妙見橋
44			江向橋		
45		犬山市	庄内川	青木川	日吉橋
46				穂積橋	
47				縁葉川	縁葉橋
48				薬師川	二ノ宮橋
49		江南市		青木川	報国橋
50			日光川	日光川	日光川除塵機
51		扶桑町	庄内川	五条川	曾本橋
52				青木川	無名橋
53		稲沢市	日光川	福田川	無名橋
54	大橋				
55	三宅川			大和橋	
56	領内川			甲橋	
57	岩倉市	庄内川	五条川	昭和橋	
58				出逢橋	
59	大口町	庄内川	合瀬川	長蔵橋	
60			五条川	大之瀬橋	
61			万願寺橋		
62			甚左橋		
63	海部	津島市	日光川	新堀川	喜楽橋
64				善太川	埋田橋
65			愛西市	善太川歩道橋	
66			あま市	蟹江川	下田橋

67					金岩3号橋
68				福田川	新居屋33号橋
69		あま市・大治町			七宝大橋
70		蟹江町			出合橋
71				蟹江川	三明橋
72	知多	半田市	稗田川	稗田川	大川橋
73			神戸川	神戸川	成岩橋
74		常滑市	矢田川	矢田川	矢田橋
75		東海市	信濃川	信濃川	東信濃橋
76			大田川	大田川	木田橋
77				渡内川	木庭橋
78		大府市	境川	鞍流瀬川	追分人道橋
79				砂川	砂川橋
80				皆瀬川	森下橋
81		知多市	日長川	日長川	東海渡橋
82				鍛冶屋川	長根橋
83			信濃川	信濃川	長曾橋
84		阿久比町	阿久比川	阿久比川	宮津橋
85		東浦町	境川	岡田川	宮戸橋
86				境川	刈谷境橋
87				五箇村川	緒川橋
88			豆搗川	豆搗川	豆搗橋
89			須賀川	須賀川	蕨橋
90		南知多町	山海川	山海川	月の輪橋
91			内海川	内海川	名切橋
92		武豊町	石川	石川	鹿ノ子田橋
93		美浜町	布土川	布土川	木部橋
94			新江川	新江川	河浦橋
95			大川	大川	古布橋
96			山王川	山王川	山王橋
97			稲早川	稲早川	杉代橋
98		西三河	岡崎市	矢作川	広田川
99	乙川				殿橋
100					丸岡橋
101				御用橋	
102	安藤川			中井橋	
103	砂川			丸池橋	
104	占部川			占野小橋	

105				男川	檜山大橋
106				青木川	青木橋
107				山綱川	天王橋
108		西尾市	矢崎川	矢崎川	饗庭新橋
109			北浜川	二の沢川	宮東橋
110			矢作川	矢作古川	大富橋
111					小島橋
112					上横須賀橋
113				広田川	下永良橋
114		幸田町			観音橋
115				相見川	高力橋
116				尾浜川	権現橋
117	知立	碧南市	高浜川	新川	浜尾橋
118		刈谷市	前川	前川	清水橋
119					河口部
120				江添川	依高橋
121			境川	発杭川	境1号橋
122				茶屋川	築溜橋
123				境川	境橋
124		猿渡川	下り松川	深見橋	
125		安城市	矢作川	西鹿乗川	西鹿乗橋
126			高浜川	長田川	大山田橋
127				半場川	城藤橋
128			猿渡川	井畑橋	
129		知立市		吹戸川	吹戸橋
130			猿渡川	六反橋	
131			割目川	谷田北橋	
132		高浜市	高浜川	稗田川	法響橋
133	豊田加茂	豊田市	矢作川	矢作川	平戸橋
134					新富国橋
135				家下川	家下1号橋
136				足助川	足助新橋
137				安永川	吉森橋
138				加茂川	京ヶ峰橋
139				市木川	市木川大橋
140				伊保川	新篠原橋
141				飯野川	飯野新橋
142				巴川	滝穂橋

143				田代川	諸屋橋			
144				黒野川	武節町橋			
145				籠川	東梅坪橋			
146			境川	逢妻男川	駅前橋			
147				逢妻女川	新田橋			
148					千足橋			
149					豊越橋			
150		みよし市		境川	川原橋			
151	新城設楽	新城市	豊川	宇連川	大橋			
152				豊川	只持橋			
153		設楽町	矢作川	名倉川	下沼橋			
154				豊川	鮎美橋			
155		東栄町	天竜川	大千瀬川	新橋			
156		豊根村			大入川	黒川橋		
157	東三河	豊橋市	豊川	朝倉川	御弓橋			
158					神田川	神田橋		
159				梅田川	梅田川	摩耶橋		
160							道賢田橋	
161							御厩橋	
162						内張川	駒形1号橋	
163				柳生川	殿田川	三本木橋		
164						柳生川	境橋	
165				豊川市	豊川	善光寺川	善光寺橋	
166					佐奈川	帯川	新町橋	
167							佐奈川	荒古橋
168					音羽川	白川	市田橋	
169								都橋
170							音羽川	森橋歩道橋
171						西古瀬川	筋違橋	
172			御津川	御津川	山下橋			
173		蒲郡市	西田川	西田川	昭和橋			
174						記念橋		
175			落合川	落合川	大坪橋			
176			拾石川	拾石川	拾石橋			
177		田原市	汐川	汐川	西野橋			
178					清谷川	滝頭橋		
179			蜷川	蜷川	太神橋			
180			池尻川	池尻川	吹出橋			

181			免々田川	免々田川	天神橋
-----	--	--	------	------	-----

第二節 監視及び警戒とその措置

1 平常時の巡視

(1) 水防管理者は、管轄区域内の河川及び海岸について巡視員を設け、随時それぞれの分担区域内を巡視させ、水防上危険と認められる箇所があるときは河川管理者又は海岸管理者に通知すること。

(2) 水防管理者は、ため池その他水防上重要な施設についても(1)と同様に巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは管理者に連絡するものとする。

2 非常警戒

水防管理者は、非常配備体制が発動されたときから河川、海岸及びため池の監視及び警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として、巡視するものとする。

なお、巡視において特に注意を要する事項は次のとおりである。

- ① 堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下
- ② 漏水
- ③ 越水（堤防からの水のあふれ）
- ④ 深掘れ（洗掘）
- ⑤ 橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常
- ⑥ （排・取）水門（樋門）の扉の締まり具合
- ⑦ 取入口の閉塞状況（ため池に限る）
- ⑧ 流域の山崩れの状況（ため池に限る）
- ⑨ 流入水並びにその浮遊物の状態（ため池に限る）
- ⑩ 余水吐及び放水路付近の状態（ため池に限る）
- ⑪ 重ね池の場合のその上部ため池の状態（ため池に限る）
- ⑫ （排・取）水門（樋管）の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊）（ため池に限る）

異常を発見した場合はただちに県建設事務所、県農林水産事務所等関係機関に連絡するとともに、水防作業を開始する。

第三節 水防団等の出動

1 水防管理者の責務

水防管理者は、次に示す基準等により水防団等に対し出動準備（以下「準備」という。）又は出動を指示し、水防団等の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

2 準備及び出動の基準

(1) 準備

ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。

- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想される時。
- ウ 県水防計画に定める氾濫注意水位（警戒水位）に達した時。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

(2) 出動

- ア 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令された時。
- イ 洪水及び高潮による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が切迫した時。
- ウ 県水防計画に定める出動水位に達した時。
- エ その他水防管理者が必要と認めるとき。

3 準備及び出動の内容

水防団等は、2の基準により水防管理者から準備及び出動の指示があった場合、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

(1) 準備

- ア 水防資器材の整備点検をすること。
- イ 水こう門等の開閉準備をすること。
- ウ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所のパトロールを実施すること。
- エ その他水防上必要な措置をとること。

(2) 出動

- ア 河川、海岸等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに水防工法の実施等事態に即応した措置をとること。
- イ 水防作業に必要な資器材を確保すること。
- ウ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。
- エ 河川、海岸の現況を市町村等関係機関に報告すること。

第四節 水こう門・防潮扉・排水ポンプ場・ダム・ため池等の操作

水こう門、排水ポンプ場、ダム、ため池等（以下「水こう門等」という。）の管理者及び操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、操作規則を定める水こう門等の管理者にあつては当該規則に定めた方法で、定めていない管理者にあつては河川等に危険を及ぼさない方法で、門扉等の開閉、排水機の稼働又は停止等の操作を適切に行う。

管理者は、毎年出水期（6月1日から10月31日まで）に先立ち、門扉の操作等について支障ないよう点検整備を行わなければならない。

1 水門、こう門、樋門、防潮扉及び角落し

(1) 水門、樋門及び陸閘の管理要領

（目的）

第1 この要領は、知事が管理する沿岸部の水門、樋門及び陸閘（ただし、別に管理方法を定めている施設を除く。）の管理方法を定め、適正な管理を行うことを目的とする。

（対象施設）

第2 この要領における対象施設は次の各号の施設とする。

- (1) 水門
- (2) 樋門（樋管を含む）
- (3) 陸閘（角落しを含む）

（操作）

第3 水門、樋門及び陸閘の操作については、別に定める「水門、樋門及び陸閘の操作規則」によるものとし、原則として地元市町村長に委託するものとする。

（委託に要する費用）

第4 水門及び樋門の委託に要する費用は、受託者と協議のうえ決定し支払うものとし、陸閘については無償とする。

（定期検査及び維持修繕）

第5 水門、樋門及び陸閘の定期検査及び維持修繕は、知事が行うものとする。

（通知の廃止）

第6 平成23年4月1日付け「樋門、水門、防潮扉及び角落しの管理要領について（通知）」は廃止する。

（施行期日）

第7 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

なお、この要領の施行の日以後、改訂後の要領及び別に定める「水門、樋門及び陸閘の操作規則」に基づく操作委託契約がなされるまでの間においては、改訂前の要領によるものとみなす。

(2) 水門、樋門及び陸閘の操作規則

(定義)

第一条 この操作規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、河川法（昭和三十九年七月十日法律第百六十七号）、河川法施行令（昭和四〇年二月一日政令第一四号）、河川法施行規則（昭和四〇年三月一三日建設省令第七号）、海岸法（昭和三十一年五月十二日法律第百一号）、海岸法施行令（昭和三十一年十一月七日政令第三百三十二号）及び海岸法施行規則（昭和三十一年十一月十日農林省・運輸省・建設省令第一号）において使用する用語の例による。

(目的)

第二条 この操作規則は、「水門、樋門及び陸閘の管理要領」に基づき、知事が管理する操作施設の適切な操作及び操作に従事する者の安全の確保を図るために必要な事項を定め、もって津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的とする。

(陸閘の閉鎖状態の確保)

第三条 陸閘については、車両等が通行する場合を除き、閉鎖状態を保つものとする。ただし、利用状況その他の状況を勘案し閉鎖状態を保つことが著しく利便性を損なう施設であるときはこの限りではない。

(操作の態勢)

第四条 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢をとる。

- 一 操作施設の所在地に震度四以上の地震が観測されたとき。
- 二 操作施設の所在地に津波注意報、津波警報又は大津波警報（以下「津波注意報等」という。）が発表されたとき。
- 三 操作施設の所在地に高潮注意報、高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮注意報等」という。）が発表されたとき。
- 四 海水の進入による被害の発生を防止するため必要と認められるとき。

2 操作に従事する者は、以下の場合に操作施設（常時閉鎖施設を除く。）の閉鎖操作態勢を解除する。

- 一 地震の観測後、津波が発生しないことが発表されたとき。
- 二 操作施設の所在地の津波注意報等が全て解除されたとき。
- 三 操作施設の所在地の高潮注意報等が全て解除されたとき。
- 四 開門によって海水の進入による被害が発生しないと認められるとき。

3 前二項の規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉鎖操作又は開門操作を行わない。

4 第一項第四号及び第二項第四号の操作は、知事又は市町村長から操作に従事する者への指示を行うものとする。

5 第一項及び第二項の規定に関して、操作施設ごとの操作基準は、必要に応じて別に定める。

(操作の方法)

第五条 操作の方法は、操作施設ごとに定められた手順並びに運用規程に基づき操作するものとする。

- 2 操作施設の操作は、2人以上の組で行うものとする。
- 3 操作施設は以下の留意事項に基づき操作することを基本とする。
 - 一 水門、樋門及び陸閘の閉鎖中は、原則として車両、人の通行及びいかなる船舶の運航も認めないものとする。
 - 二 陸閘の操作にあたっては、施設周辺の堤外地の利用者の避難を考慮すること。
 - 三 操作施設に不具合が生じ、閉鎖ができない場合は、速やかに操作を中止し、運用規程に基づく次の操作行動（退避行動を含む。）に移るものとする。
 - 四 高潮時は、降雨時等における内水氾濫を防止するよう適切に水門及び樋門を操作するものとする。
 - 五 その他の留意事項については、必要に応じて別に定める。
- 4 操作施設の操作を行う際は、操作の完了時に知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。

（操作に従事する者の安全の確保）

第六条 操作に従事する者は、安全の確保のために以下により退避するものとする。

- 一 津波発生時、操作に従事する者は、退避開始時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。なお、退避開始時刻は気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出するものとする。
- 二 高潮時、操作に従事する者は、気象状況等のため操作を安全に行えなくなる以前に操作を完了し、安全な場所に退避するものとする。なお、水門等の操作を継続する必要がある場合も、自己の安全確保を優先するものとする。
- 2 操作に従事する者は、出動前に、安全に操作・退避するための情報を確認するものとする。
- 3 操作に従事する者は、出動後は、安全に操作・退避するために、あらかじめ定められた連絡体制のもとで活動するものとする。
- 4 前三項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。
- 5 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに知事に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。
- 6 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の参集場所及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

（施設の操作の訓練）

第七条 操作施設の操作の机上又は実地における訓練を、年に1回以上行うものとする。

なお、地域防災計画又は消防団活動・安全管理マニュアル等による操作施設の操作に係る訓練を実施している場合や、操作委託契約に基づく点検に合わせて行う場合などは、これによることができる。

- 2 前項の訓練は、操作に従事する者が参加したものでなければならない。
- 3 第一項に規定する訓練により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全

確保のために必要があると認める場合は、操作規則を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)

第八条 施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検を実施するものとし、点検内容については別に定める。

2 前項の点検により、津波、高潮等の被害の防止又は操作に従事する者の安全の確保のために必要があると認める場合は、施設の維持又は修繕その他の工事を行うものとし、点検並びに施設の維持又は修繕その他の工事の記録について保管するものとする。

(施設の操作の際にとるべき措置に関する事項)

第九条 操作に従事する者は、操作施設の操作の際に、通行する車両、船舶等の安全を確保するため、警報音の鳴動、動作状況の監視その他の必要な措置を講じるものとする。

(細則)

第十条 この操作規則に定めるほか、施設の管理上必要な事項は別に定める。

附 則

1 この操作規則は、平成31年4月1日より施行する。

(3) 水門、樋門及び陸閘の運用規程

(目的)

第1条 この運用規程は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」(以下「操作規則」という。)に基づき、津波発生時及び高潮時における、地域の実情を考慮した詳細な施設運用及びその他必要事項について定めることを目的とする。

(対象施設)

第2条 本運用規程における対象施設は、別表に記載した施設のうち、市町村管理の施設及び常時閉鎖施設を除いた施設とする。

2 常時閉鎖施設を開門した者は、車両等が通行した後に閉鎖しなければならない。なお、知事は常時閉鎖施設の周辺において、この旨を記載した書面を明示するものとする。

(操作に従事する者の構成)

第3条 水門及び樋門(以下「水門等」という。)の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、水門等ごとに2名以上とする。

2 陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者の構成は、陸閘ごとに2名以上とする。

(津波発生時又は高潮時の操作方法)

第4条 水門等及び陸閘の操作を行う場合の操作に従事する者(以下「操作員」という。)は、操作施設の所在地に地震が観測された場合又は台風が接近するなど高潮が発生する可能性については、気象情報等の掌握に努めるものとする。

2 操作員は、操作規則第四条第一項各号の状況に至った場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の措置をとるものとする。

- 一 操作員は、あらかじめ定めたとおり準備及び参集をするとともに、出動前に安全に操作・退避するための情報（退避開始時刻、活動可能時間）の確認を行い、閉鎖操作態勢をとる。
 - 二 津波警報又は大津波警報（以下「津波警報等」という。）が発表された場合は、操作対象施設へ出動（もしくは移動）し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。
 - 三 高潮警報又は高潮特別警報（以下「高潮警報等」という。）が発表された場合は、操作対象施設へ出動（もしくは移動）し、操作施設ごとに定められた手順に従い、速やかに閉鎖操作を行うものとする。
 - 四 高潮時において、水門等は現地での水位が上昇し逆流が生じている施設に対して閉門操作を行うものとする。
- 3 操作員は、操作規則第五条第三項第四号の規定に基づき操作する必要がある場合には、現地待機も必要に応じて行う。ただし、この場合においても、自己の安全確保を優先するものとする。
 - 4 操作員は、津波警報等又は高潮警報等がすべて解除された場合、もしくは市町村災害対策本部等の指示を受けた場合には、それぞれ次の各号の措置をとるものとする。
 - 一 操作員は、閉鎖した操作施設を、操作施設毎に定められた手順に従い開門の操作を行うものとする。
 - 二 当該施設の操作が完了し次第、次の操作施設がある場合は移動し操作を行い、ない場合は閉鎖操作態勢を継続する。

（津波発生時の退避開始時刻）

第5条 操作規則第六条第一項第一号に規定する退避開始時刻は、別表及び気象庁が発表する津波到達予想時刻等を使用し、次に示す算出方法により算出する。なお、算定に使用する津波到達予想時刻は、気象庁が発表する各津波予報区の津波到達予想時刻を基本とする。ただし、より近隣の主な地点の予想時刻が把握できた場合には、それによることもできるものとする。

（算出方法）

$$\cdot [\text{退避開始時刻}] = [\text{津波到達予想時刻}] - [\text{退避時間}] - [\text{余裕時間}]$$

（報告）

第6条 操作規則第五条第四項に基づく施設操作完了時の報告は、次の各号のとおりとする。

- 一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員からの操作完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。
- 二 操作委託をしていない場合は、操作員は操作完了次第、知事へ報告する。ただし、やむを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。

- 2 操作規則第六条第五項に基づく退避完了時の報告は、以下のとおりとする。
 - 一 管理要領第3に基づき市町村長等へ操作を委託している場合は、受託者は操作員から退避完了報告を受け次第、知事へ報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができない場合は、この限りでない。
 - 二 操作委託をしていない場合は、操作員は退避完了次第、知事へ報告する。ただし、や

むを得ない事情により報告できない場合は、この限りではない。

(施設の操作の訓練)

第7条 操作規則第七条第一項に規定する施設の操作の訓練の内容は、操作の確実性、迅速性の向上や、操作、退避ルールが実態に即したものとなっているかの検証に資する内容とし、具体的な内容は、想定事象（津波発生時、高潮時等）を踏まえた訓練毎の実施計画によるものとする。

2 知事は、前項に規定する訓練や次条第一項に規定する点検等の機会を活用して、操作員に対して平常時から操作の方法、安全確保にかかる事項等の周知に努めるものとする。

3 第一項に規定する訓練等により、津波等の被害の防止又は操作員の安全確保のために必要があると認める場合は、本運用規程を変更するものとする。

(施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検)

第8条 操作規則第八条第一項に規定する施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等の点検の種類及び内容は、次の各号のとおりとし、詳細は別に定める。

- 一 定期検査、日常点検（作動確認、目視点検等）、臨時点検
- 二 点検の頻度
- 三 点検の記録、保管

(操作員に対する補償)

第9条 操作員は、水門等及び陸閘を操作中などの被災に備え、補償が受けられる保険等に加入すること。なお、その補償は、天災等による被災の場合にも補償されるものとする。

(雑則)

第10条 この運用規程に定めるほか、施設の管理上必要な事項を別に定めることができる。

附 則

1 この運用規程は、平成31年4月1日から施行する。

(4) 水門、樋門及び陸閘の操作委託契約書（例示）

委託者 愛知県知事 大村秀章（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○長 ○○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

(目的)

第1条 この契約は、津波、高潮等災害時において、背後地を防護し、もって背後地域の生命、財産を防護し、災害に対する防災・減災を図るため、第2条に定める施設を対象に、甲及び乙が実施すべき開閉操作等について定めたものである。

(対象とする施設)

第2条 本契約における操作施設は、別表 対象施設一覧表に記載の施設のうち施設管理者が○○○○建設事務所、○○港務所のものとする。

(委託業務)

第3条 甲は、前条に定める操作施設の管理及び操作に関する次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- 一 津波、高潮等の発生が予測される場合の操作施設の開閉操作にかかる業務
- 二 平常時における操作施設の点検・訓練にかかる業務

(委託業務の実施)

第4条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

- 2 委託業務は、「水門、樋門及び陸閘の操作規則」及び「水門、樋門及び陸閘の運用規程」（以下「操作規則等」という。）に基づき実施する。
- 3 操作規則等に定めのない事項については、本契約に基づき実施する。

(委託料)

第5条 この委託に伴う経費は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

(操作施設の操作)

第6条 乙は、操作規則等に定められた基準に従い、操作施設の操作を行うものとする。ただし、第10条の規定に従い退避するなど、操作員の安全を確保するためやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 前項に関わらず、甲は、操作施設の操作に必要があると認めたときは、甲乙協議の上、乙に操作を指示することができる。
- 3 乙は、運用規程第4条第2項各号及び同条第4項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、警報等を注意報に読み替えるものとする。
 - 一 別表 対象施設一覧表の施設のうち、備考欄に高潮の記載がある施設について、高潮注意報が発令された場合
 - 二 別表 対象施設一覧表の施設のうち、備考欄に津波の記載がある施設について、津波注意報が発令された場合
- 4 乙は、操作員の安全確保のためやむを得ない場合を除き、操作完了後速やかに甲に対し、様式1 異常気象時における樋門等操作報告書により報告するものとする。また、水防活動等で支障をきたさないよう、必要に応じて関係機関（警察署、消防署等）への連絡に努めるものとする。

(施設の点検)

第7条 甲及び乙は、操作施設の正常な機能を保持するため、原則として、毎年度出水期（6月から10月）前までに、甲、乙立会のうえ点検（作動確認）を行うとともに、乙は毎年5回以上、点検（作動確認、目視点検等）を行うものとする。この点検期間は出水期を基本とするが、渇水期の点検を妨げるものではない。

- 2 乙は、前項の操作を行ったときは、操作内容を様式2 樋門等操作報告書により、操作後速やかに甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項で施設の異常等の報告を受けたときは、甲乙協議の上、修繕若しくは応急措置を講ずる等操作に支障をきたさないよう努めるものとする。
- 4 乙は第1項の点検結果を記録し、甲乙両者がそれぞれ適切に保管するものとする。

(定期検査及び維持修繕)

第8条 操作施設の定期検査及び維持修繕は、甲が行うものとする。

2 甲は、操作施設の備品について、定期的またはその必要が生じた際、補充・交換を行う。

(連絡体制等の届出)

第9条 乙は、対象施設の操作を適正に行うため、操作員との連絡体制及び行動内容（以下、「連絡体制等」という。）を定めるものとし、様式3連絡体制等届出書により、契約締結後速やかに甲に届け出るものとする。連絡体制等に変更があった場合も同様とする。

(操作員の安全確保)

第10条 甲及び乙は、施設操作に際して、操作員の安全を確保する。

2 乙は、操作規則等及び第9条で定めた連絡体制等に基づき、操作員の安全を確保した上で、施設の操作等に従事させなければならない。

3 乙は、気象情報や現場の情報等から、施設の操作等が安全に行えないと判断した場合は、操作員に施設の操作等を行わせず、速やかに安全な場所へ退避させるものとする。

4 甲は、閉鎖指示をした後であっても、施設の操作等が安全に行えないと判断した場合は、乙に対し避難を指示する。

5 乙は、第3項及び前項に基づき操作員を避難させたときは、様式4避難完了報告書により、速やかに甲に報告するものとする。

(損害賠償責任)

第11条 甲は、乙が本契約書及び操作規則等に従って施設の操作を行う限り、施設の操作に関して背後地域に浸水が発生し、背後地域に立地する企業等の第三者が、施設や機材等の財産の損傷・流出、人員の怪我や落命等の損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。

2 甲は、乙が第6条の規定に基づき、操作員の安全確保のために施設の閉鎖操作を行わなかった場合に、第三者が損害を受けた場合も、その損害の賠償を乙に請求することがないものとする。

3 ただし、乙が責めを負うべき重大な過失があると認められる場合には、甲と乙により、協議を行うものとする。

(訓練の実施)

第12条 乙は、操作施設の実地における訓練を、年に一度以上行うものとする。

2 前項の訓練は、第9条で届出のあった連絡体制等に基づき、現場にて施設の操作を行うとされている操作員が参加したものでなければならない。

3 乙は、具体的な訓練の実施計画を定めた場合は、様式5訓練実施計画書により甲へ報告するものとする。

4 乙は、訓練実施結果について、様式6訓練実施結果報告書により甲へ報告するものとする。

(調査等)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況等について調査を行い、若しくは、乙に対して報告を求め、又は実地に調査することができる。

(契約期間)

第14条 この契約の有効期間は、契約締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、この契約の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙において、特に申し出がないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとする。以後同様とする。

(定めのない事項の処理)

第15条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に疑義が生じたとき、若しくはこの契約の変更の必要が生じたときは、甲、乙それぞれ協議して定めるものとする。

(廃止事項)

第16条 昭和(平成) 年 月 日付けで取り交わした「樋門等の操作委託契約書」、「防潮扉等の操作委託契約書」、「樋門及び防潮扉等の操作委託契約書」は、平成31年3月31日をもって廃止する。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成〇〇年〇月〇日

甲 委託者 愛知県知事 大村秀章

乙 受託者 〇〇〇長 〇〇〇〇

【添付物】

別表 対象施設一覧表

様式1 異常気象時における樋門等操作報告書

様式2 樋門等操作報告書

様式3 連絡体制等届出書

様式4 避難完了報告書

様式5 訓練実施計画書

様式6 訓練実施結果報告書

対象施設一覧表

市町名	〇〇市	(時間単位：分)										
操作者	班名	操作施設名	施設管理者	参集場所	移動時間	操作時間	退避場所	退避時間	班別退避時間	余裕時間	備考	
〇〇消防団	1班	3号陸閘	県(港湾)	〇〇消防団詰所	5	3	△△公民館	10	15	5		
		4号陸閘	県(港湾)	〇〇消防団詰所	2	3	△△公民館	12		5		
		2号陸閘	市	〇〇消防団詰所	1	3	△△公民館	13		5		
		1号陸閘	県(港湾)	〇〇消防団詰所	2	3	△△公民館	15		5	遠隔可	
	2班	5号陸閘	市	〇〇消防団詰所	1	3	××小学校	15	15	5		
		6号陸閘	県(港湾)	〇〇消防団詰所	2	3	××小学校	13		5		
		師崎川樋門	県(河川)	〇〇消防団詰所	1	10	××小学校	12		5	遠隔可	
	3班	7号陸閘	県(港湾)	〇〇消防団詰所	3	3	××小学校	10	10	5		
		8号陸閘	県(港湾)	〇〇消防団詰所	2	3	××小学校	10		5	高潮	
		10号陸閘	県(港湾)	〇〇消防団詰所	1	3	××小学校	10		5		
□□消防団	1班	17号陸閘	県(漁港)	□□消防団詰所	5	3	××小学校	12	15	5	高潮・津波	
		1号陸閘	県(漁港)	□□消防団詰所	3	3	××小学校	13		5		
		3号陸閘	県(海岸)	□□消防団詰所	2	3	××小学校	15		5		
		2号陸閘	県(漁港)	□□消防団詰所	—	—	××小学校	—		—	5	常時閉鎖
	2班	4号陸閘	県(漁港)	□□消防団詰所	3	3	▽▽公民館	17	17	5		
		5号陸閘	県(漁港)	□□消防団詰所	2	3	▽▽公民館	16		5		
		6号陸閘	県(漁港)	□□消防団詰所	5	3	▽▽公民館	15		5		
		□□川樋門	市	□□消防団詰所	—	—	▽▽公民館	—		—	—	マイターゲート
△△株式会社	—	18号陸閘	県(港湾)	△△株式会社	6	4	〇〇市役所	11	11	5		
											自動	
												遠隔可
												高潮
												津波
												常時閉鎖
												スイングゲート
												マイターゲート
												フラップゲート

摘要 1 各港湾で設定されている高潮注意報の基準以下の操作施設については、備考に「高潮」を記入する。
 2 名古屋港(名古屋市、東海市、知多市)においては、「T. P+2. 2m」以下、その他港湾(名古屋市、東海市、知多市以外)においては、「T. P+2. 0m」以下の操作施設については、備考に「津波」を記入する。

県(港湾)・〇〇建設事務所
県(港湾)・〇〇港務所
県(漁港)・〇〇港務所
県(海岸)・〇〇建設事務所
県(河川)・〇〇建設事務所
県農水
市
町

自動
遠隔可
高潮
津波
常時閉鎖
スイングゲート
マイターゲート
フラップゲート

様式 1 (契約書第 6 条第 4 項関係)

異常気象時における樋門等操作報告書

FAX ○○○建設事務所 (○○○○)○○-○○○○ 防災行政無線 FAX ○-○○○-○○○

(市町村名)

担当課
 担当者名
 連絡先
 送信時間 月 日
 時 分

所管	通番	海岸名	操作 施設名	所在地	摘要	閉門時刻	開門時刻
○○建設 事務所						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
						時 分	時 分
					時 分	時 分	

※「海岸名」欄は、適宜、河川名・港湾名・漁港名に変更する。
 ※閉門・開門操作については、1 時間毎に F A X で送信する。ただし、定時報告の間に把握した
 操作状況については随時電話連絡する。

様式2（契約書第7条第2項関係）

樋 門 等 操 作 報 告 書

（市町村名）

活動期間		年 月 日～ 月 日	
施設名	活動日時	操作内容	操作人数
点検結果			
特記事項			

※操作報告書は、点検（作動確認）時に作成すること。（月毎の集計は必要ありません）

※活動日時には、①現地到着時刻、②閉門操作時刻、③開門操作時刻等をそれぞれ記入し、それぞれに対応した具体的な活動内容を「操作内容」欄に記載すること。

様式3（契約書第9条関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

連 絡 体 制 等 届 出 書

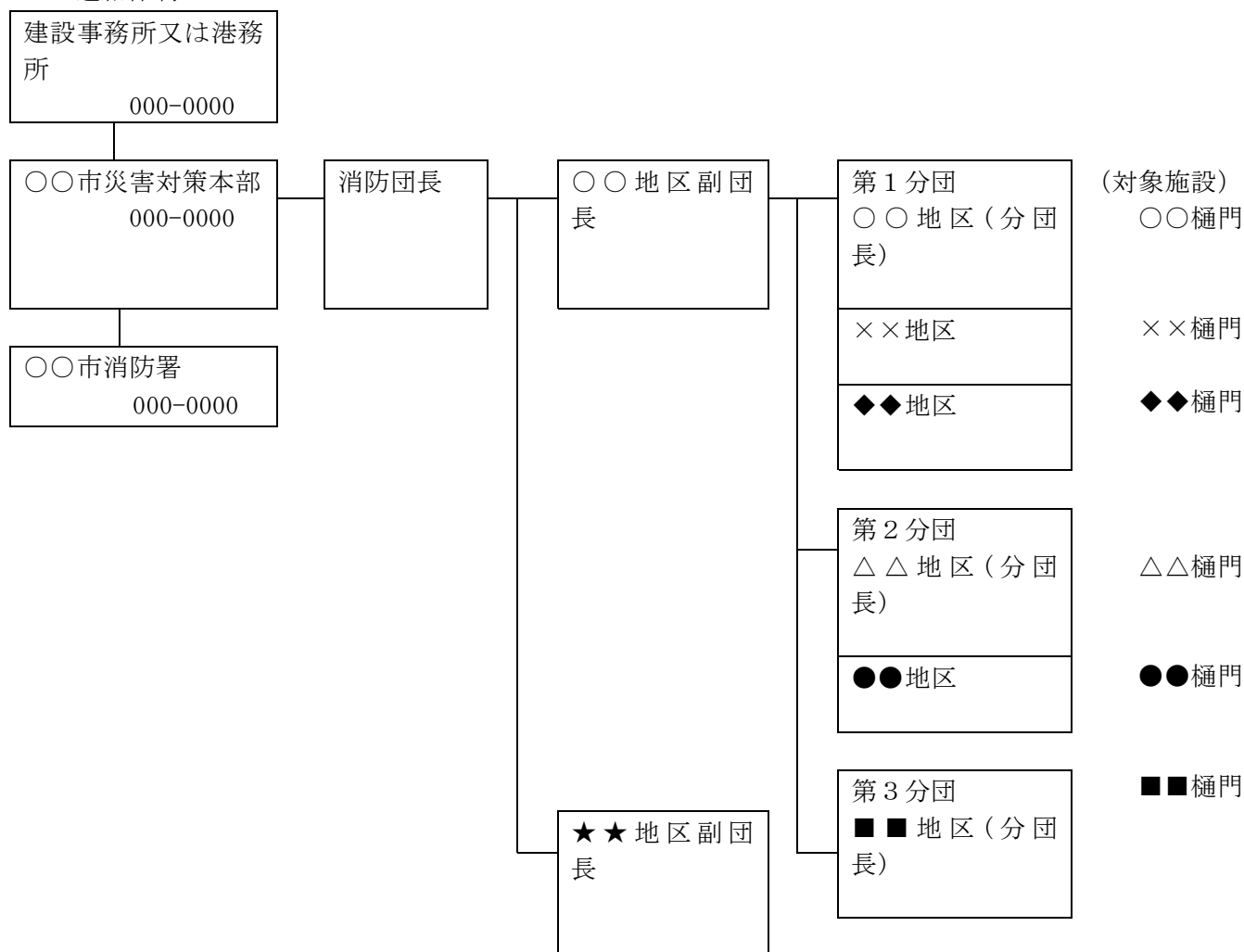
愛知県〇〇〇建設事務所長 殿

〇市〇〇町〇〇番地
〇〇市 長

年 月 日付けで締結した操作委託契約書第9条の規定に基づき、別紙のとおり届出します。

連絡先 〇〇部〇〇課〇〇担当
電 話 〇〇〇-〇〇〇〇

I 連絡体制



II 主な行動内容

- ・各分団は詰所へ参集し、参集状況を管轄副団長へ報告
- ・対象施設の巡視、警戒活動
- ・施設周辺の堤外地の利用者の避難誘導
- ・対象施設の開閉操作
- ・活動状況の報告

避難完了報告書

愛知県〇〇〇建設事務所長 殿

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇市長

操作者	班名	退避場所	退避完了時間	備考
〇〇市消防団 第〇分団 (〇〇地区)	〇班	〇〇小学校		
〇〇市消防団 第〇分団 (〇〇地区)	〇班	〇〇市役所		
〇〇市消防団 第〇分団 (〇〇地区)	〇班	〇〇分団詰所		
〇〇市消防団 第〇分団 (〇〇地区)	〇班	〇〇神社		
〇〇市消防団 第〇分団 (〇〇地区)	〇班	〇〇公園		
	〇班	〇〇公会館		
〇〇市消防団 第〇分団 (〇〇地区)	〇班	〇〇中学校		
	〇班	〇〇駐車場		
	〇班	〇〇寺		
〇〇自治会		〇〇保育園		
〇〇市職員		〇〇センター		
愛知太郎		〇〇区市民館		
〇〇会社		〇〇公営住宅		

連絡先 〇〇部〇〇課〇〇担当
電話 〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日

訓 練 実 施 計 画 書

愛知県〇〇〇建設事務所長 殿

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇市 長

1. 実施日時	〇〇年〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時〇〇分
2. 実施施設	別紙〇〇のとおり
3. 実施体制	別紙〇〇のとおり
4. 実施内容	(1) 〇〇〇〇訓練 (2) 〇〇〇〇訓練 (3) 〇〇〇〇訓練 (4) 〇〇〇〇訓練
5. その他	

連絡先 〇〇部〇〇課〇〇担当
電 話 〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日

訓練実施結果報告書

愛知県〇〇〇建設事務所長 殿

〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇市長

1. 実施日時	〇〇年〇月〇〇日（〇曜日）〇〇時〇〇分
2. 実施施設	別紙〇〇のとおり
3. 実施体制	別紙〇〇のとおり
4. 実施内容	(1) 〇〇〇〇訓練 (2) 〇〇〇〇訓練 (3) 〇〇〇〇訓練 (4) 〇〇〇〇訓練
5. 実施結果	(記載内容) 訓練を通してみえてくる現状の操作、退避等にかかる問題点や課題
6. その他	

連絡先 〇〇部〇〇課〇〇担当
電話 〇〇〇-〇〇〇〇

(5) 日光川水閘門操作要領細則（抜粋）

（操作の基本方針）

第三条

- 1 水閘門の操作は、平常時においては、河川水位の調節（防潮を含む。）のための水門の開閉操作並びに通航の便を計るための閘門の開閉操作を行い、異常時においては、内水位をできるだけ低くするための水門の開閉操作を行うものとする。
ただし、水閘門及びその附属施設の修繕、点検その他特別の理由があるときは、水閘門を閉鎖することができる。
- 2 水閘門扉の開閉操作は、操作員が遠方操作設備により操作することを原則とする。
- 3 水閘門扉操作を行なうものは、遠方操作中は、操作設備の位置をはなれてはならない。また、やむを得ず機側操作を行うときは、機側をはなれてはならない。

（水位調節の異常時操作）

第六条

出水、高潮、出水かつ高潮時及び津波のおそれがある時の異常時は、事前に気象情報を掌握し、次のような措置をとるものとする。

- （1）出水時（出水は大きいが高潮位は高くない場合）は、水門全門を開き、洪水の速やかな排除をはかること。出水が終わって一旦水門を閉ざした場合において潮位上昇速度より内水が極端に上昇した場合は、もう一度水門全門を開門して内水を排除し、これ以上排除が出来ないと判断した時閉門する。
- （2）高潮時（出水は小さいが高潮位が高い場合）は、水門全門を閉ざして防潮をはかること。
- （3）出水かつ高潮時（出水が大きく高潮位も高い場合）においても、内水の排除がはかれる場合は水門の全門を操作すること。
- （4）津波のおそれがある時は、速やかに水門全門を閉ざし、津波の河川への遡上を防ぐこと。

(6) 高浜川水門操作規則（抜粋）

第1章 総 則

（操作の目的）

第2条 水門の操作は、高浜川における高潮及び津波の防御並びに洪水の円滑な疎通を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この操作規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 内水位とは、水門上流水位計で観測した高浜川の水位をいう。
- 二 外水位とは、水門下流水位計で観測した高浜川の水位をいう。
- 三 主ゲートとは、下流側に設置されたものをいい、右岸側から1号主ゲート、2号主ゲート及び3号主ゲートという。
- 四 常時排水ゲートとは、上流側に設置されたものをいい、全閉時においても排水できるスイングゲートを有するもので、右岸側から1号常時排水ゲート、2号常時排水ゲート及び3号常時排水ゲートという。

第2章 水門の操作の方法

(高潮時、津波時又は洪水時における操作の方法)

第4条 愛知県知立建設事務所長(以下「所長」という。)は、高浜川において高潮、津波若しくは洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号及び運用規程に定めるところにより、水門を操作するものとする。

- 一 外水位がT.P.+1.3メートルに達し、又は達するおそれがあり、かつ、外水位が内水位より高い、又は逆流の発生するおそれがあるときは、全ての主ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位がT.P.+1.1メートルに達したときは、全ての常時排水ゲートを開くものとする。
- 二 内水位がT.P.+1.1メートルに達し、又は達するおそれがあり、かつ、内水位が外水位より高いときは、全ての常時排水ゲートを開くものとする。
- 三 外水位がT.P.+1.3メートル、内水位がT.P.+1.1メートルに達するおそれがないときは、全ての主ゲートを開き、全ての常時排水ゲートを閉じるものとする。ただし、内水位が外水位より高いときは常時排水ゲートを開くことができるものとする。
- 四 津波警報又は大津波警報(以下「津波警報等」という。)が発表された場合は、速やかに全ての主ゲートを閉じるものとする。
- 五 津波警報等が解除された場合は、水位状況を監視し、第一号から第三号に掲げる操作を行うものとする。
- 六 第一号から前号までの規定にかかわらず、操作に従事する者の安全が確保されない場合は、閉門操作又は開門操作を行わない。

2 操作を行う際は、操作の完了時に所長に報告するものとする。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りではない。

(平常時における操作)

第5条 所長は、平常時には全ての主ゲートを開き、全ての常時排水ゲートを閉じておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前2条に定める方法以外の方法により水門を操作することができる。

(操作に従事する者の安全の確保)

第7条 操作に従事する者は、安全の確保のために以下により退避するものとする。

- 一 津波発生時、操作に従事する者は、退避開始時刻を経過する前に、操作を完了又は中止し、安全な場所に退避するものとする。なお、退避開始時刻は気象庁の発表する津波到達予想時刻等を基に算出するものとする。
 - 二 高潮時、操作に従事する者は、気象状況等のため操作を安全に行えなくなる以前に操作を完了し、安全な場所に退避するものとする。なお、水門等の操作を継続する必要がある場合も、自己の安全確保を優先するものとする。
- 2 操作に従事する者は、出動前に、安全に操作・退避するための情報を確認するものとする。
 - 3 操作に従事する者は、出動後は、安全に操作・退避するために、あらかじめ定められた連絡体制のもとで活動するものとする。
 - 4 前3項に定めるほか、操作に従事する者は、自身の安全が確保されないと判断する場合は、安全な場所に退避するものとする。
 - 5 操作に従事する者は、安全な場所に退避を完了した際は、直ちに所長に報告するものとする。

する。ただし、やむを得ない事情により報告することができないときはこの限りでない。

- 6 操作に従事する者が安全に操作・退避する際の参集場所及び退避場所並びに操作・退避に関する設定時間は、別に定める。ただし、退避経路の支障その他の災害時の状況によっては、この限りではない。

(通知)

第8条 所長は、水門を操作することにより、公共の利害に重大な影響が生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

(操作の記録)

第9条 所長は、水門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象
- 三 操作の内容
- 四 第6条に該当するときは、その事由
- 五 その他参考となるべき事項

(7) 安永川樋門操作規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 矢作川水系安永川に設置されている安永川樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、矢作川の洪水の安永川への逆流を防止することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この操作規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 内水位とは、樋門上流水位計で観測した安永川の水位をいう。
- (2) 外水位とは、樋門下流水位計で観測した矢作川の水位をいう。

第2章 樋門の操作の方法等

(洪水時の操作方法)

第4条 愛知県豊田加茂建設事務所長（以下「所長」という。）は、外水位がT.P. +28.5m以上において、次の各号に定めるところにより樋門を操作するものとする。

- (1) 矢作川から安永川への逆流が始まるまでの間においては、樋門を全開にしておくこと。
- (2) 矢作川から安永川への逆流が始まったときは、樋門を全閉すること。
- (3) 樋門を全閉している場合において、内水位が外水位より高くなったときは、これを全開すること。

2 前項の場合においては、樋門の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(操作員の退避)

第5条 所長は、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況（以下「現場状況」という。）を踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

なお、操作員は水位や周囲等の状況から操作に戻ることが可能であると判断した際は、所長の指示を受け、対応するものとする。

(平常時における操作方法)

第6条 所長は、外水位がT.P. +28.5m未満のときは、樋門を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第7条 所長は、点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前4条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができる。

(通知及び周知)

第8条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作の記録)

第9条 所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の際又は操作しない際に行った通知及び周知の状況
- (4) 第7条に該当するときは、操作の理由
- (5) その他参考となるべき事項

第3章 警戒体制

(警戒体制の実施)

第10条 次の各号の一に該当するときは、所長は直ちに警戒体制をとるものとする。

- (1) 矢作川における洪水予報基準地点である高橋地点の洪水注意報、洪水警報が発表されたとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(警戒体制における措置)

第11条 所長は、警戒体制時においては、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門を適切に操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他、樋門の管理上必要な措置。

(警戒体制の解除)

第12条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑則

(点検及び整備)

第13条 所長は、樋門を操作するために必要な機械、器具等について、細則で定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第14条 所長は、内水位、外水位及び気象など、樋門を操作するため必要な事項は、細則で定めるところにより、観測するものとする。

(記録の作成と保存)

第15条 所長は、樋門を管理するために必要な事項については、細則で定めるところにより、記録を作成し、保存するものとする。

(細則)

第16条 本操作規則に定めるもののほか、本操作規則の実施のために必要な事項は細則で定める。

附則

この規則は、平成28年2月17日から施行する。

2 排水ポンプ場

(1) 日光川排水機等操作規則（抜粋）

第1章 総則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、気象、水象若しくは地象による流水又は海水の河川への流入を制限し、水位の調整を行うことにより洪水の防御並びに流水の正常な機能の維持を図ることを目的とする。

第2章 排水機等の操作の方法等

(操作の方法)

第3条 愛知県海部建設事務所長（以下「所長」という。）は、別表の操作基準により排水機等の操作を行うものとする。

別表（第3条関係）

施設名	位置	操作基準
日光川排水機	海部郡飛島村 大字梅之郷字 宮東地先	一 平常時は、日光川水こう門の操作により、日光川水位をできるだけ低くするものとする。 二 洪水・高潮・津波のおそれがある時は、日光川水こう門及び日光川排水機を操作し、日光川水位をできるだけ低くするものとする。 ただし、最低制限水位は、東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）マイナス・五メートルとする。
蟹江川排水機	海部郡蟹江町 大字蟹江本町 字栄花野地先 名古屋市港区 南陽町大字福 田前新田字へ の割地先	一 日光川水位が、T.P.〇・二メートル以上になると予想されるときは、水門を閉鎖し排水機を運転するものとする。ただし、最低制限水位は、T.P. マイナス・〇メートルとする。 二 蟹江川水位より日光川水位が下回ったときは、排水機の運転を停止し、水門を開放するものとする。 三 平常時は、水門を開放しておくものとする。 四 一の規定により排水機の運転をしている状態で日光川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫の

		<p>恐れがある場合は、以下のとおり排水機の操作を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日光川の水位が排水調整準備水位（日光川内水位観測所水位（以下「日光川内水位」という。）でT.P.一・〇五メートル）に達したときは、排水機の運転を停止する準備に入るものとする。 ・日光川の水位が排水調整停止水位（日光川内水位でT.P.一・三五メートル）に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転を行わないものとする。 ・排水調整停止水位到達により排水機の運転を停止した後、日光川の水位が下降し、排水調整再開水位（日光川内水位でT.P.一・二五メートル）を下回ったときは、排水機の運転を再開することができるものとする。 <p>河川からの越水又は破堤が発生し、日光川流域排水調整要綱第八条第2項に基づき、排水機の運転を停止する旨を発令したときは、排水機の運転を停止するものとする。この場合の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所のお急復旧が完了したとき、もしくは河川の水位が低下し、排水機の運転による破堤箇所等からの浸水のおそれなくなったときに、同要綱第九条第3項に基づき通知をしたときとする。</p>
日光川水こう門	海部郡飛島村 大字梅之郷字 東梅地先	<p>一 平常時は、日光川排水機の操作基準に定めるもののほか、日光川水こう門の操作により通航の便を図るものとする。</p> <p>二 洪水・高潮・津波のおそれがある時は、日光川排水機の操作基準に定めるとおりとする</p>

（操作の方法の特例）

第4条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において、前条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

（操作に関する記録）

第5条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作した排水機等の名称
- 二 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- 三 気象及び水象の状況
- 四 第6条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- 五 その他参考となるべき事項

(2) 日光川河口排水機等操作規則（抜粋）

第1章 総 則

（操作の目的）

第2条 高潮時において海の潮汐又は波浪が日光川へ侵入することを防止するとともに、日光川水位の上昇を軽減することを目的とする。

第2章 排水機等の操作の方法等

(操作の方法)

第3条 洪水・高潮・津波等による災害発生を防止するための操作は、愛知県海部建設事務所長（以下「所長」という。）が行う。

また、小洪水時に内水位をできるだけ低くするための操作は、所長が愛知県海部農林水産事務所長（以下、「農林水産事務所長」という。）の意見を聞いて行うものとする。

この操作は、別に定める日光川水系日光川排水機等操作要領により行うものとする。

(操作の方法の特例)

第4条 所長は点検、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要な限度において、前条に規定する方法以外の方法により排水機等を操作することができる。

(操作に関する記録)

第5条 所長は排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録し、保存するものとする。

- 1 操作した排水機等の名称及び翼角・開度
- 2 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻
- 3 気象及び水象の状況
- 4 操作の内容
- 5 操作の理由
- 6 その他参考となるべき事項

(3) 日光川水系日光川放水路西中野樋管操作規則（抜粋）

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 樋管の操作は、日光川及び領内川の洪水の一部を一級河川木曾川へ排水することにより、日光川及び領内川流域の洪水による被害を軽減することを目的とする。

第2章 樋管の操作の方法等

(操作の方法)

第3条 愛知県海部建設事務所長（以下「所長」という。）は、愛知県一宮市起地先の国土交通省木曾川起水位観測所における測定した水位（標高5.13メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『起水位』という。）が0.35メートルを超えたときに、次の各号のいずれかに該当した場合は、樋管ゲートを全開し、別に定める排水量内で排水するものとする。

- 一 愛知県一宮市萩原町大字築込地先の日光川戸苧水位観測所において測定した水位（標高0.0メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『戸苧水位』という。）が2.60メートル（出動水位）に達し、更に上昇すると予想されるとき。
- 二 愛知県愛西市古瀬町地先の日光川古瀬水位観測所において測定した水位（標高0.0メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『古瀬水位』という。）が1.20メートル（出動水位相当）に達し、更に上昇すると予想されるとき、または1時間後に1.60メートルに達すると予想されるとき。
- 三 愛知県稲沢市祖父江町山崎地先の領内川広口池水位観測所において測定した水位

(標高0.0メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『広口池水位』という。)が2.87メートル(計画高水位)に達し、更に上昇すると予想される時。

2 所長は、第1項により樋管ゲートを全開している場合において、次の各号のいずれかに該当した場合は、樋管ゲートを全閉するものとする。

一 起水位が、4.80メートル(出動水位)以上となり、更に上昇するおそれがあるとき及び0.35メートル以下となったとき。

二 岐阜県海津市海津町成戸地先の国土交通省木曾川成戸水位観測所において測定した水位(標高0.872メートルを0点とした量水標の水位をいう。以下『成戸水位』という。)が6.60メートル以上(出動水位)となり、更に上昇するおそれがあるとき。

三 木曾川において測定した水質が、BOD値で1リットル当たり2ミリグラムを超えたとき。

(平水時における操作方法)

第4条 所長は、次の各号の全てに該当するときは、樋管ゲートを全閉しておくものとする。

一 戸荻水位が2.10メートル(氾濫注意水位)以下であるとき。

二 古瀬水位が0.90メートル(氾濫注意水位相当)以下であるとき、または3時間後に1.60メートルに達すると予想されないとき。

三 広口池水位が1.90メートル以下であるとき。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において樋管の操作を行うことができるものとする。ただし、操作を行うときは一級河川木曾川の河川管理者と協議を行うものとする。

(通知)

第6条 所長は、第3条及び第5条により樋管ゲートを操作する場合は、別途定めるところにより関係機関に通知するものとする。

(警報)

第7条 所長は、第3条及び第5条により樋管ゲートを全開する場合は、樋管周辺の人々に警報を行うものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は樋管を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

一 操作の開始及び終了の年月日並びに時刻

二 気象及び水象の状況

三 操作の内容

四 操作の際に行った通知の状況

五 第5条の操作を行ったときは、その理由

六 その他参考となるべき事項

以下、省略

注) 第6条の通知は「日光川水系日光川玉野放水路及び日光川祖父江放水路操作細則」で定める。

(4) 水場川排水機場等操作規則(抜粋)

第1章 総則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、水場川における洪水の防御及び新川から水場川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第2章 排水機等の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第3条 愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、水場川及び新川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機等を操作するものとする。

- 1 水場川の水位（以下「内水位」という。）が、当該排水機場地点での新川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ、東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）プラス1.80メートルを上回り、又は上回ると予想されるときは、ひ門（1号正ひ門を除く。）を全閉し、かつ、排水機を運転すること。ただし内水位がT.P.プラス1.00メートルを下回るときは、排水機を運転しないこと。
- 2 内水位が、外水位を下回り、かつ、T.P.プラス1.80メートルを上回らず、かつ、上回らないと予想されるときは、排水機を運転せず、かつ、正ひ門を全閉し、兼用ひ門を全開しておくこと。
- 3 外水位が、内水位を下回るときは、排水機を運転せず、かつ、ひ門を全開すること。
- 4 第1号の規定により排水機の運転をしている状態で新川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるときは以下のとおり排水機の操作を行う。
 - (1) 新川の水位が排水調整準備水位に達したときは、排水機の運転を停止する準備に入る。
 - (2) 新川の水位が排水調整停止水位に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転しないこと。
 - (3) (2)の状態では新川の水位が下降し、排水調整再開水位を下回ったときは、排水機を運転することができる。
 - (4) (1)の状態では新川の水位が下降し、排水調整準備水位を下回ったとき、または第1号から第3号により排水機を運転しないときは、排水機の運転を停止する準備を解除する。
- 5 第1号で排水機を運転している状態で新川において河川からの越水または破堤が発生したときは、発生箇所が当該排水機場地点より下流の場合は排水機の運転を停止する。当該排水機場より上流の場合、排水機を運転することにより、越水または破堤箇所から浸水などが生ずるときは、運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは新川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときとする。

(平水時における操作の方法)

第4条 前条に規定する場合以外の場合は、所長は、排水機を運転せず、かつ、正ひ門を全閉し、兼用ひ門を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第6条 所長は排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 1 操作した排水機等の名称
- 2 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 3 気象、水象及び地象の状況
- 4 前条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- 5 その他参考となるべき事項

(5) 鴨田川排水機場操作規則（抜粋）

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、鴨田川における洪水の防御及び新川から鴨田川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第2章 排水機等の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第4条 愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、鴨田川及び新川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機等を操作するものとする。

- 1 鴨田川の水位（以下「内水位」という。）が、当該排水機場地点での新川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）プラス2.80メートルを上回り、又上回ると予想されるときは、3号正樋門を除くすべての樋門を全閉し、かつ排水機を運転すること。ただし、内水位がT.P.プラス1.80メートルを下回ったときは、排水機の運転を停止する。
- 2 内水位が外水位を下回り、かつT.P.プラス2.80メートルを上回らず、かつ上回らないと予想されるときは、排水機を運転せず、かつ3号正樋門を除くすべての樋門を全閉しておくこと。
- 3 外水位が内水位を下回るときは、排水機を運転せず、かつ樋門を全開すること。
- 4 第1号の規定により排水機の運転をしている状態で新川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるときは以下のとおり排水機の操作を行う。
 - (1) 新川の水位が排水調整準備水位に達したときは、排水機の運転を停止する準備に入る。
 - (2) 新川の水位が排水調整停止水位に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転しないこと。
 - (3) (2)の状態では新川の水位が下降し、排水調整再開水位を下回ったときは、排水機を運転することができる。
 - (4) (1)の状態では新川の水位が下降し、排水調整準備水位を下回ったとき、または第1号から第3号により排水機を運転しないときは、排水機の運転を停止する準備を解除する。
- 5 第1号で排水機を運転している状態で新川において河川からの越水または破堤が発生したときは、発生箇所が当該排水機場地点より下流の場合は排水機の運転を停止する。当該排水機場地点より上流の場合、排水機を運転することにより、越水または破堤箇所から浸水などが生ずるときは、運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは新川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 前条に規定する場合以外の場合は、所長は、排水機を運転せず、かつ、樋門を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 1 操作した排水機等の名称
- 2 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 3 気象、水象及び地象の状況
- 4 前条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- 5 その他参考となるべき事項

(6) 庄内川水系青木川青木川放水路排水機場操作規則 (抜粋)

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 愛知県江南市宮田神明町春日地先一級河川庄内川水系青木川青木川放水路排水機場(以下「機場」という。)の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この操作規則において次の各号に掲げる用語の定義は、これに定めるところによる。

十三 犬山水位とは、愛知県犬山市栗栖地先の国土交通省犬山水位観測所において観測された標高35.30メートルを0点とした量水標の水位をいう。

十四 笠松水位とは、岐阜県羽島郡笠松町柳原地先の国土交通省笠松水位観測所において観測された標高0.0メートルを0点とした量水標の水位をいう。

十五 起水位とは、愛知県一宮市起地先の国土交通省起水位観測所において観測された標高5.13メートルを0点とした量水標の水位をいう。

十六 洪水時とは、次の各号のいずれかに該当した場合をいう。

イ 名古屋地方气象台より愛知県尾張西部に大雨又は洪水に関するいずれかの注意報又は警報が発令されたとき。

ロ 般若川水位が標高21.10メートルを越えたとき。

ハ 青木川水位が標高20.40メートルを越えたとき。

ニ 昭和川水位が標高22.20メートルを越えたとき。

ホ 前池水位が標高14.81メートルに達し、かつ水位が上昇しているとき。

十八 平水時とは、洪水時以外のときをいう。

十九 部長とは、愛知県建設部長をいう。

二十 所長とは、愛知県一宮建設事務所長をいう。

(操作の目的)

第4条 機場の操作は、青木川、般若川及び昭和川の洪水の一部を木曾川へ排水すること

により、その流域の被害軽減を図ることを目的とする。

(操作の基本方針)

第5条 機場の操作は、木曽川の治水、環境等の正常な機能を損なわない範囲で第4条の目的を達成することを基本方針とする。

(排水規制)

第6条 青木川放水路から木曽川への排水は、次の各号のいずれかに該当する場合には、排水しないものとする。

- 一 犬山水位が10.40メートル以上のとき。
- 二 笠松水位が11.30メートル以上のとき。
- 三 起水位が0.35メートル以下のとき。
- 四 木曽川のBOD値が1リットル当たり2ミリグラムを超えたとき。

(排水可能量)

第7条 放水路から木曽川への排水量は毎秒当たり22.0立方メートルを超えないものとする。

- 2 第6条第1項第4号に定める規制を超えないよう排水可能量の計算を行い、これに基づき排水を実施するものとする。

第2章 機場の操作の方法等

(洪水時の操作の方法)

第8条 所長は、前池水位が標高14.81メートルに達し、さらに水位が上昇するおそれがあるときで、第6条に該当しないときは新堤樋管ゲートを全開し、第7条に定める排水量以内で、主ポンプの運転を開始するものとする。

- 2 所長は、主ポンプを運転している場合において、第6条に該当した場合のほか、前池水位が標高13.21メートル以下になったときは主ポンプの運転を停止し、新堤樋管ゲートを全閉するものとする。

(洪水終了時の操作の方法)

第9条 所長は、主ポンプの運転を停止している場合で機場内に残留水があるとき、部長の定めるところにより機場のピットポンプを操作し、機場内の空き容量を確保しておくものとする。

(平水時の操作の方法)

第10条 所長は、平水時の状態にあるときは、主ポンプの運転を停止し、新堤樋管ゲートを全閉するものとする。

(操作の方法の特例)

第11条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において機場を操作することが出来るものとする。ただし、操作を行うときは木曽川の管理者と協議を行なうものとする。

(通知)

第12条 所長は、第6条に定める排水規制により機場の操作を停止する場合、部長の定めるところにより関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第13条 所長は、機場の操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作した施設等の名称

- 二 操作した施設の操作開始及び終了の年月日及び時刻
- 三 気象及び水象の状況
- 四 操作の内容
- 五 操作の際に行った通知の状況
- 六 第11条の規定による操作を行ったときは、その理由
- 七 その他参考となるべき事項

(7) 大江排水機操作管理規程（抜粋）

第1章 総 則

（操作の目的）

第2条 機場及びひ管の操作は、南派川の堤防及び木曾川下流部流域に支障を与えない範囲で、日光川流域の湛水を排除することを目的とする。（排水流域 別紙1参照）

（機場等の代表管理責任者）

第3条 機場及びひ管（以下「機場等」という。）の代表管理責任者（以下「管理者」という。）は、一宮市長とする。

第2章 排水機等の操作の方法等

（洪水時における操作の方法）

第6条 機場遊水池の量水標において測定した水位（以下「内水位」という。）が、T.P. 10.90m以上の時を洪水時といい、次の各号の定めるところにより、機場等を操作するものとする。

- 一 内水位が、T.P. 10.90m未満の間においては、1号ゲートは全閉にしておくものとする。
- 二 内水位が、T.P. 10.90mに達し、更に上昇のおそれのある場合は、1号ゲートを全開した後排水機を始動するものとする。
- 三 排水機運転中に、ひ管量水標において、測定した南派川の水位（以下「外水位」という。）が、T.P. 15.50m以上の時、または木曾川笠松水位観測所において測定した水位（標高0mを0点とした量水標の水位をいう。以下「笠松水位」という。）が10.40m以上のときは、河川管理者の排水機の運転状況を報告するものとする。
- 四 排水機運転中に、外水位がT.P. 17.50m又は、笠松水位が、11.30mに達したときは運転を停止し、1号ゲートを全閉するものとする。
- 五 前項により排水機の運転を停止している場合において、外水位がT.P. 17.50m以下となりかつ、笠松水位が11.30m以下となるときは、排水機の運転を開始するものとする。
- 六 内水位が、T.P. 10.90m未満に低下した場合は、排水機の運転を停止し1号ゲートを全閉するものとする。

（操作の方法の特例）

第7条 河川管理者より南派川の堤防の異常等により排水機運転停止の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

- 2 管理者は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前条に規定する方法以外の方法により機場及びひ管を操作することができるものとする。なお、この場合は、河川管理者に通知するものとする。
- 3 木曾川へ排出することにより、生活環境等に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、排水を減じ、又は停止する。

(8) 木曾川水系鍋田川 鍋田川下流排水機場等操作要領 (抜粋)

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、鍋田川における洪水の防御及び流水の正常な機能の維持を図ることを目的とする。

第2章 排水機等の操作の方法等

(用語の定義)

第3条 用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 鍋田川1.437キロメートルに位置する水門を下水門という。
- (2) 鍋田川1.739キロメートルに位置する水門を中水門という。
- (3) 下水門直下流の水位を外水位という。
- (4) 中水門上流(排水機場直上流の水位を内水位という。)

(洪水時における操作の方法)

第4条 内水位が、T.P. マイナス0.85メートルを越えたときは、次の各号により、排水機等を操作するものとする。

- (1) 外水位が内水位を上回っているときは、中水門を全閉し、排水機を運転すること。
- (2) 外水位が内水位を下回っているときは、中水門を全開し、排水機を停止しておくこと。
- 2 前項及び次項により排水機を運転している場合において、内水位がT.P. マイナス1.65メートル以下になったときは、排水機を停止すること。
- 3 前項により中水門を全閉し排水機を停止している場合において、内水位がT.P. マイナス0.85メートルを越えたとき(内水位が外水位より高いときは除く)は、排水機を運転するものとする。
- 4 第1項及び前項により排水機を運転している場合において、内水位が外水位を上回ったときは、排水機の運転を停止し、中水門のゲートを全開するものとする。
- 5 第1項及び第4項により中水門のゲートを操作する場合には内水位及び外水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作方法)

第5条 内水位が、T.P. マイナス0.85メートル以下であるとき(第4条の操作により内水位がT.P. マイナス0.85メートル以下になるときは除く。)は、排水機等を停止しておき、中水門を全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第6条 地震、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において前二条に規定する方法以外の方法により排水機を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第7条 排水機等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作した排水機等の名称
- (4) 操作の際に行った通知の状況
- (5) 前条に該当するときは、その理由
- (6) その他参考となるべき事項

(その他)

第14条 この操作要領の定めるもののほか、その操作要領の実施のため必要な事項は、愛知県建設部長と三重県県土整備部長が協議して定める。

(9) 中江川排水機場操作規則（抜粋）

第1章 総 則

（操作の目的）

第2条 排水機等の操作は、中江川における洪水の防御及び合瀬川から中江川への逆流の防止を図ることを目的とする。

（施設の名称）

第3条 排水機の施設の名称は、左岸側から1号機、2号機、3号機というものとする。

第2章 排水機等の操作方法等

（洪水時における操作の方法）

第4条 愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、中江川、新川及び合瀬川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機等を操作するものとする。

1. 中江川の水位（以下「内水位」という。）が、合瀬川の水位（以下「外水位」という。）を下回りかつ、東京湾中等潮位（以下「T.P.」という。）プラス5.60メートルを上回ったときは、水門を全閉しつつ、1号機を運転すること。
2. 水門全閉時において、内水位がT.P.プラス5.70メートルを上回ったときは、1号機に加えて2号機も運転すること。
3. 水門全閉時において、内水位がT.P.プラス5.80メートルを上回ったときは、1、2号機に加えて3号機も運転すること。
4. 内水位がT.P.プラス5.80メートルを上回ってから、内水位が外水位を下回り水門を全閉したときは全閉と同時に1号機、2号機、3号機の順で運転すること。
5. 水門全閉時において、内水位がT.P.プラス5.00メートルを下回ったときは、1号機の運転を停止すること。
6. 1号機の運転停止後に内水位がT.P.プラス4.90メートルを下回ったときは、2号機の運転を停止すること。
7. 1、2号機の運転停止後に内水位がT.P.プラス4.80メートルを下回ったときは、3号機の運転を停止すること。
8. 外水位が内水位を下回るときは、排水機を運転せず、かつ水門を全開すること。
9. 排水地点より下流の合瀬川において、越水または破堤のおそれがあるときは、以下の操作を行うこととする。
 - (1) 「外水位が危険水位以上となったとき」は、排水機の運転を停止する。
 - (2) (1)に基づき停止した排水機は、外水位が危険水位を下回り、かつ周辺の堤防を目視し越水または破堤のおそれがない場合、第1号から第4号までの各規定を踏まえ運転を再開することができる。
10. 第1号から第4号までの規定により排水機の運転をしている状態で新川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるときは、以下のとおり排水機の操作を行う。
 - (1) 新川の水位が排水調整準備水位に達したときは、排水機の運転を停止する準備にはいる。

- (2) 新川の水位が排水調整停止水位に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転しないこと。
- (3) (2) の状態で新川の水位が下降し、排水調整再開水位を下回ったときは、第1号から第4号までの各規定を踏まえ、排水機を運転することができる。
- (4) (1) の状態で新川の水位が下降し、排水調整準備水位を下回ったとき、または第5号から第8号の規定により排水機を運転しないときは、排水機の運転を停止する準備を解除する。

11. 第1号から第4号で排水機を運転している状態で新川及び合瀬川において河川からの越水または破堤が発生したときは、発生箇所が当該排水機場地点より下流の場合は排水機の運転を停止する。当該排水機場地点より上流の場合、排水機を運転することにより、越水または破堤箇所から浸水などが生ずるときは、運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 前条に規定する場合以外の場合は、所長は、排水機を運転せず、かつ、水門を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、必要な限度において前2条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

1. 操作した排水機等の名称
2. 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
3. 気象、水象及び地震の状況
4. 前条に該当するときは、その事由及び操作の方法
5. その他参考となるべき事項

(10) 西條小切戸川排水機場操作要領 (抜粋)

第1章 総 則

(操作の目的)

第4条 機場の操作は、西條小切戸川における洪水の防御及び福田川から西條小切戸川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第2章 機場等の操作の方法等

(洪水時におけるポンプ操作等の方法)

第7条 機場水位が外水位より低く自然排水が不可能であるときを洪水時といい、管理者は次の各号に定めるところにより排水機場の操作を行うものとする。

- 一 機場水位が外水位より低く、自然排水が不可能な場合、吐出井ゲートを全閉する。
- 二 前項の状態において、機場水位がT.P. -1.1mを上回り又は上回ると予想されるときは、排水機を運転する。ただし、機場水位がT.P. -1.5mを下回ったときは、排水機を停

止する。

三 外水位が福田川計画高水位であるT.P. 1.05mを上回ったときはポンプを停止する。

四 第一項から第三項の状態、日光川の水位が上昇しているときは、日光川基準地点の水位に応じて、以下のとおり操作するものとする。

(1) 排水ポンプを運転する状態で、かつ、日光川基準地点の水位が上昇し、準備水位T.P. 1.05mに達したときは、排水ポンプの運転を停止する準備に入る。

(2) 日光川基準地点の水位が上昇し、停止水位T.P. 1.35mに達したときは、排水ポンプの運転を停止し、または運転しない。

(3) (2) の状態で二級河川日光川の水位が下降し、日光川基準地点の水位が排水再開水位T.P. 1.25mに達したときは、排水ポンプを運転することができる。

(4) (1) の状態で二級河川日光川の水位が下降し、日光川基準地点の水位が準備水位T.P. 1.05mを下回ったとき、排水ポンプの運転を停止する準備を解除する。

五 上記の規定によらず、ポンプを運転している状態で別図2に示す日光川等の地点において、河川からの越水または破堤が発生したときは運転を停止する。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは日光川等の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水の恐れがなくなったときとする。

(平水時におけるポンプ操作等の方法)

第8条 機場水位が外水位より高く、自然排水が可能であるときを平水位といい、管理者は樋門ゲート及び吐出井ゲートを全開しておくものとする。

(樋門ゲート操作の方法)

第9条 管理者は、外水位が福田川計画高水位であるT.P. 1.05mに達した場合、樋門ゲートを全閉するものとする。

(操作の方法の特例)

第10条 管理者は、事故、その他止むを得ない事情のあるときは、必要の限度において第7条から第9条に規定する方法以外の方法により機場等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第11条 管理者は、機場等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作したゲートの名称
- 四 第10条に該当したときは操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

(11) 水干川排水機場等操作規則 (抜粋)

第一章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、水干川における洪水の防御及び逢妻川から水干川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第二章 操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第3条 愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、水干川において洪水が発生し、又は発生する恐れのあるときは、次の各号の定めるところにより排水機等を操作するものとする。

- (1) 水干川の水位（以下「内水位」という。）が逢妻川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ東京湾中等潮位（以下「T. P.」という。）プラス1.30mを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転する。
ただし、内水位がT. P. プラスマイナス0.00メートルを下回るときは運転しない。
- (2) 外水位が内水位を下回ったときであっても、内水位がT. P. プラス1.30mを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転する。
- (3) 内水位が外水位を下回り、T. P. プラス1.30mを上回らず、かつ上回らないと予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転しない。
- (4) 外水位が内水位を下回り、かつ内水位がT. P. プラス1.30mを下回るときは、排水機を運転せず、樋門を全開する。
- (5) 第1号、2号の規定により排水機の運転をしている状態で逢妻川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫の恐れがある場合は、以下のとおり排水機の操作を行うものとする。
 - 1) 外水位が排水調整停止水位（T. P. プラス5.17m）に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転を行わないものとする。
 - 2) 排水調整停止到達により排水機の運転を停止した後、外水位が下降し、排水調整再開水位（T. P. プラス4.97m）を下回ったときは、排水機の運転を再開することができる。
- (6) 第1号、2号の規定により排水機を運転している状態で逢妻川において河川からの越水または破堤が発生し、境川流域排水調整要綱第6条第2項に基づき排水機の運転を停止する旨を発令したときは、排水機の運転を停止するものとする。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の応急復旧が完了したとき、若しくは逢妻川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときに、同要綱第7条第2項に基づき通知をしたときとする。
- (7) 排水機場のポンプの起動及び停止の順序については、別途定める。
(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、前条に規定する場合以外は排水機を運転せず、樋門を全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第6条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において第3条及び第5条に規定する以外の方法により排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第7条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作した排水機等の名称
- (2) 操作の開始・終了の年月日及び時刻
- (3) 気象、水象等の状況

- (4) 第6条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- (5) その他参考となるべき事項

第四章 雑 則

(記録及び報告)

第13条 所長は、排水機等の点検結果その他排水機等を管理するのに必要な事項について記録するとともに、特に重要と思われる事項については、速やかに建設部長に報告するものとする。

(12) 流れ川第1、第2排水機等操作規則（抜粋）

第一章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機等の操作は、流れ川における洪水の防御及び逢妻川から流れ川への逆流の防止を図ることを目的とする。

第二章 操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第3条 愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、流れ川において洪水が発生し、又は発生する恐れのあるときは、次の各号の定めるところにより排水機等を操作するものとする。

- (1) 流れ川の水位（以下「内水位」という。）が逢妻川の水位（以下「外水位」という。）を下回り、かつ第2排水機場において東京湾中等潮位（以下「T. P.」という。）プラス1.30mを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転する。
ただし、内水位がT. P. プラスマイナス0.00メートルを下回るときは運転しない。
- (2) 内水位が外水位を上回ったときであっても、内水位が第2排水機場においてT. P. プラス1.30mを上回り、又は上回ると予想されるときは、樋門を全閉し排水機を運転する。
- (3) 内水位が外水位を下回り、かつ内水位が第2排水機場においてT. P. プラス1.30mを上回らず、かつ上回らないと予想されるときは、樋門を全閉し、排水機を運転しない。
- (4) 外水位が第2排水機場においてT. P. プラス1.30mを下回るときは、排水機を運転せず、樋門を全開する。
- (5) 第1号、2号の規定により排水機の運転をしている状態で逢妻川の水位が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫の恐れがある場合は、以下のとおり排水機の操作を行うものとする。
 - 1) 外水位が第1排水機場において排水調整停止水位（T. P. プラス5.17m）に達したとき、又は第2排水機場において排水調整停止水位（T. P. プラス5.31m）に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転を行わないものとする。
 - 2) 排水調整停止到達により排水機の運転を停止した後、外水位が下降し、第1排水機場において排水調整再開水位（T. P. プラス4.97m）を、又は第2排水機場において排水調整再開水位（T. P. プラス5.11m）を下回ったときは、排

水機の運転を再開することができる。

- (6) 第1号、2号の規定により排水機を運転している状態で逢妻川において河川からの越水または破堤が発生し、境川流域排水調整要綱第6条第2号に基づき排水機の運転を停止する旨を発令したときは、排水機の運転を停止するものとする。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所の上急復旧が完了したとき、若しくは逢妻川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときに、同要綱第7条第2項に基づき通知をしたときとする。

- (7) 排水機場のポンプの起動及び停止の順序については、別途定める。

(平水時における操作の方法)

第4条 所長は、前条に規定する場合以外は排水機を運転せず、樋門を全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第6条 所長は、地震、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において第3条及び第5条に規定する以外の方法により排水機等を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は、排水機等を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作した排水機等の名称
- (2) 操作の開始・終了の年月日及び時刻
- (3) 気象、水象等の状況
- (4) 第6条に該当するときは、その事由及び操作の方法
- (5) その他参考となるべき事項

第四章 雑 則

(記録及び報告)

第14条 所長は、排水機等の点検結果その他排水機等を管理するのに必要な事項について記録するとともに、特に重要と思われる事項については、速やかに建設部長に報告するものとする。

(13) 蜷川排水機場及び伏見屋樋門操作要領（抜粋）

第1章 総 則

(操作の目的)

第2条 排水機場、樋門の操作は、樋門上流の蜷川における洪水及び高潮の防御を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この操作要領における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- 一 排水機場等とは、排水機場及び樋門をいう。
- 二 内水位とは、樋門の上流水位計で観測した水位をいう。
- 三 外水位とは、樋門の下流水位計で観測した水位をいう。
- 四 排水機場の陸側から1号ポンプ、2号ポンプと呼ぶ。
- 五 マイターゲートとは、樋門下流側に設置される観音開きのゲートをいう。

六 ローラーゲートとは、樋門本体に設置される昇降式のゲートをいう。

七 排水機場樋管ゲートとは、排水機場から蜷川に排水する樋管に設けたゲートをいう。

第2章 排水機場等の操作の方法

(洪水時における操作の方法)

第4条 愛知県知立建設事務所長（以下「所長」という。）は、蜷川において洪水が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。

- (1) 内水位がT. P. - 0. 30 mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、ローラーゲートを全閉し1号ポンプの運転を開始するものとする。
- (2) (1)の状態でおお内水位の上昇があり、内水位がT. P. - 0. 10 mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは1号ポンプに加え、2号ポンプの運転を開始する。
- (3) (1)又は(2)の状態、外水位が内水位より低くなった（自然排水が可能となった）場合には、ローラーゲートを全開し1号及び2号ポンプの運転を停止する。
- (4) (1)又は(2)の状態、内水位がT. P. - 1. 30 m以下となった場合には1号及び2号ポンプの運転を停止する。
- (5) (1)の操作に先立ち、排水機場樋管ゲートを開扉する。また、(3)又は(4)の操作後は閉扉する。

(高潮時における操作の方法)

第5条 所長は、蜷川において高潮が発生し、又は発生するおそれがあり、樋門上流の降雨により排水機場の操作が必要と認められるときは、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。

- (1) 内水位がT. P. - 0. 60 mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、ローラーゲートを全閉し1号ポンプの運転を開始するものとする。
- (2) (1)の状態でおお内水位の上昇があり、内水位がT. P. - 0. 40 mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは1号ポンプに加え、2号ポンプの運転を開始する。
- (3) (1)又は(2)の状態、外水位が内水位より低くなった（自然排水が可能となった）場合には、ローラーゲートを全開し1号及び2号ポンプの運転を停止する。
- (4) (1)、(2)の状態でお内水位がT. P. - 1. 30 m以下となった場合には1号及び2号ポンプの運転を停止する。
- (5) (1)の操作に先立ち、排水機場樋管ゲートを開扉する。また、(3)又は(4)の操作後は閉扉する。

(津波発生時における操作の方法)

第6条 所長は、蜷川において津波が発生し、又は発生するおそれがある場合には、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。

- (1) 樋門の操作は、別に定める「津波発生時の樋門・水門・防潮扉等操作規程」によるものとする。
- (2) 排水機場の操作は、ローラーゲートが全閉している場合に、内水氾濫を防止するよう適切にポンプの運転を開始するものとする。
- (3) (2)の状態でお内水位がT. P. - 1. 30 m以下となった場合にはポンプの運転を停止する。
- (4) (2)の操作に先立ち、排水機場樋管ゲートを開扉する。また、(3)の操作後は閉扉する。

(ローラーゲートの操作の方法)

第7条 ローラーゲートの開閉の順序は原則として、閉門の場合は両端のものから順次行い、開門の場合は中央部のものから順次行うものとする。

(平常時の操作)

第8条 第4条、第5条及び第6条に規定する以外の場合は、所長は排水機場を運転せず、かつ樋門のローラゲートを全開し排水機場樋管ゲートのゲートは閉扉しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第9条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、第4条、第5条及び第6条に規定する方法以外の方法により排水機場等を操作することができるものとする。

2 所長は、樋門の下流側の蜷川の堤防の異常等により排水機場の運転を停止させる必要が発生した場合は、運転停止を行うものとする。

第4章 雑 則

(記録及び報告)

第16条 所長は、排水機場等の点検結果その他排水機場等を管理するのに必要な事項について記録するとともに、特に重要な事項については速やかに建設部長に報告するものとする。

(14) 発杭川排水機場運転規則 (抜粋)

(操作の目的)

第1条 機場の操作は、発杭川流域の浸水被害を軽減することを目的とする。

(洪水時における操作の方法)

第2条 発杭川の水位(以下「内水位」という。)が東京湾中等潮位(以下「T.P.」という。)+2.50mを越え、さらに上昇するおそれがあるときは、発杭川水門閉鎖後1号機の運転を開始するものとする。また、内水位がT.P.+2.70mを上回る場合は1号機に加えて2号機も運転するものとする。

2 前項により機場のポンプを運転している場合においては、内水位がT.P.+1.50m以下になったときは、1号機、2号機の運転を停止するものとする。

3 第1号の規定により排水機の運転をしている状態で境川の水位(以下「外水位」という。)が上昇し、越水及び破堤などによる氾濫の恐れがある場合は、以下のとおり排水機の操作を行うものとする。

1) 外水位が排水調整停止水位(T.P.+6.59m)に達したときは、排水機の運転を停止し、新たに運転を行わないものとする。

2) 排水調整停止到達により排水機の運転を停止した後、外水位が下降し、排水調整再開水位(T.P.+6.39m)を下回ったときは、排水機の運転を再開することができる。

4 第1号の規定により排水機を運転している状態で境川において河川からの越水または破堤が発生し、境川流域排水調整要綱第6条第2項に基づき排水機の運転を停止する旨を発令したときは、排水機の運転を停止するものとする。この場合の排水調整の解除は、越水または破堤した箇所ので急復旧が完了したとき、若しくは境川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときに、同要綱第7条第2項に基づき通知をしたときとする。

(平水時における操作の方法)

第3条 内水位がT.P.+1.50m以下のときは(第3条の操作により内水位がT.P.+1.50m以下に

なるときを除く。)は、機場のポンプの運転を停止しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第4条 地震、事故、その他やむをえない事情のあるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により機場を操作することができるものとする。

(操作に関する記録)

第5条 機場を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作したポンプの名称
- 四 第5条に該当するときは、操作の理由

(15) 日光川玉野放水路及び日光川祖父江放水路操作規則 (抜粋)

(操作の目的)

第4条 放水路の操作は、日光川及び領内川における洪水の一部を木曾川へ排水し、その流域の被害軽減を図ることを目的とする。

(操作の基本方針)

第5条 放水路の操作は、木曾川の治水、環境等正常な機能を損なわない範囲で第4条の目的を達成することを基本方針とする。

(排水規制)

第6条 放水路から木曾川への排水は、木曾川の治水、環境等の正常な機能を損なわないよう、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に排水規制し、日光川放水路西中野樋管ゲートを全閉するものとする。

- 一 起水位が4.80メートル(出動水位)以上となり、更に上昇する恐れがあるとき及び0.35メートル以下となったとき。
- 二 成戸水位が6.60メートル以上(出動水位)となり、更に上昇する恐れがあるとき。
- 三 木曾川において測定した水質がBOD値で1リットル当たり2ミリグラムを超えたとき。

(排水可能量)

第7条 前条に定める排水規制を行わないときの排水量は、排水前の木曾川流量及び水質ならびに木曾川へ排水する流水の水質に応じて、別途定める排水可能量とする。

なお、放水路から木曾川への排水量は毎秒当たり55立方メートルを超えないものとする。

第2章 放水路の操作方法等

(放水路の操作方法)

第8条 放水路の操作は次条から第17条までに定めるところによるものとする。

(操作水位)

第9条 放水路の操作は次に定める水位のいずれかに該当した場合に行うものとする。

- 一 戸荻水位が標高2.60メートル(出動水位)に達し、更に上昇すると予想されるとき。
- 二 古瀬水位が標高1.20メートル(出動水位)に達し、更に上昇すると予想されるとき、または1時間後に標高1.60メートルに達すると予想されるとき。
- 三 広口池水位が標高2.87メートル(計画高水位)に達し、更に上昇すると予想されるとき。

2 前項により放水路を操作している場合において、次に定める水位の全てに該当した場合は、放水路の操作を終了するものとする。

- 一 戸荻水位が標高2.10メートル以下となったとき。

二 古瀬水位が標高0.90メートル以下となったとき。

(日光川放水路玉野分流堰ゲートの操作方法)

第10条 所長は、洪水時において、第6条に該当せず、かつ、前条第1項に定める操作水位に達した場合で、かつ、広口池水位が標高1.34メートルを下回るときは、別途定める日光川の排水可能量となるように日光川放水路玉野分流堰ゲートを操作するものとする。

2 所長は、前項に定める操作を行っている場合において、広口池水位が標高1.34メートルに達したときは、日光川放水路玉野分流堰ゲートを全閉するものとする。

3 所長は、第1項に定める操作を行っている場合において、第6条に該当した場合は、日光川放水路玉野分流堰ゲートを全閉するものとする。

4 所長は、平水時においては日光川放水路広口池分流堰ゲートを全閉するものとする。

(日光川放水路広口池東水門ゲートの操作方法)

第11条 所長は、洪水時において、第6条に該当せず、かつ、第9条第1項に定める操作水位に達した場合で、かつ、広口池水位が標高1.34メートルを下回るときは、日光川放水路広口池東水門ゲートを全開するものとする。

2 所長は、前項に定める操作を行っている場合において、広口池水位が標高1.34メートルに達したときは、日光川放水路広口池東水門ゲートを全閉するものとする。

3 所長は、平水時においては日光川放水路広口池東水門ゲートを全閉するものとする。

(日光川放水路広口池分流堰ゲートの操作方法)

第12条 所長は、洪水時において、第6条に該当せず、かつ、第9条第1項に定める操作水位に達したときは、別途定める排水可能量となるように日光川放水路広口池分流堰ゲートを操作するものとする。

2 所長は、前項に定める操作を行っている場合において、日光川放水路西中野排水機が停止したときは、日光川放水路広口池分流堰ゲートを全閉するものとする。

3 所長は、第1項に定める操作を行っている場合において、第6条に該当した場合は、日光川放水路広口池分流堰ゲートを全閉するものとする。

4 所長は、平水時においては日光川放水路広口池分流堰ゲートを全閉するものとする。

(日光川放水路西中野排水機の操作方法)

第13条 所長は、洪水時において、第6条に該当せず、かつ、日光川放水路西中野樋管ゲートが全開している場合で、排水機場水位が標高-5.15mに達したときは別途定める排水可能量となるように日光川放水路西中野排水機の運転を行うものとする。

2 所長は、前項に定める操作を行っている場合において、排水機場水位が標高-6.15mを下回ったときは日光川放水路西中野排水機の運転を停止するものとする。

3 所長は、第1項に定める操作を行っている場合において、第6条に該当した場合は、日光川放水路西中野排水機の運転を停止するものとする。

4 所長は、平水時においては日光川放水路西中野排水機の運転を停止するものとする。

(日光川放水路広口池南水門ゲートの操作方法)

第14条 所長は、洪水時において、第12条により日光川放水路広口池分流堰ゲートを操作している場合で、広口池水位が広口池南水門下流水位を下回ったときは日光川放水路広口池南水門ゲートを全閉し、広口池水位が広口池南水門下流水位を上回ったときは日光川放水路広口池南水門ゲートを全開するものとする。

2 所長は、前項に定める操作を行っている場合において、広口池水位が標高2.87メートルに達したときは、日光川放水路広口池南水門ゲートを全開するものとする。

3 所長は、平水時においては広口池水位が概ね標高1.00メートルとなる開度で日光川放水路広口池南水門ゲートを停止するものとする。

(放水路残留水の排水)

第15条 洪水終了後に日光川玉野放水路内及び日光川祖父江放水路内に残留水がある場合には、日光川玉野放水路残留水排水ポンプ及び日光川祖父江放水路残留水排水ポンプを速やかに運転するものとする。

(操作方法の特例)

第16条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは必要な限度内において第9条から第15条までに規定する以外の方法により放水路を操作することができるものとする。

(通知及び警報)

第17条 所長は、第6条に定める排水規制条件により放水路の操作を停止する場合、公共の利害に重大な影響を生ずると認められたときは、別途定めるところにより関係機関に通知するものとする。

2 所長は、放水路を操作することにより危害を生ずるおそれがあると認められるときは、別途定めるところにより、日光川放水路玉野分流堰周辺、広口池周辺、日光川放水路西中野排水機場及び日光川放水路西中野樋管周辺の人々に警報を発するものとする。

(操作に関する記録)

第18条 所長は、放水路の操作を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- 一 操作した施設の名称
- 二 操作した施設の操作開始及び終了の年月日及び時刻
- 三 気象、水象及び地象の状況
- 四 操作の内容
- 五 操作の際行った通知、警報の状況
- 六 第16条による操作を行った時は、その理由及び操作方法
- 七 その他参考となるべき事項

(洪水警戒体制の実施)

第19条 所長は次の各号のいずれかに該当するときは直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 名古屋地方気象台より愛知県西部または尾張西部に大雨または洪水に関する警報が発令されたとき。
- 二 日光川、領内川の水位が第2条第13号に定めるいずれかの場合に該当し、さらに上昇すると予想されるとき。
- 三 その他所長が必要と認めたとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第20条 所長は洪水警戒体制時においては次に掲げる措置をとるものとする。

- 一 放水路を適切に操作することができる要員を確保すること。
- 二 放水路を操作するために必要な機材、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 放水路を操作するために必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を行うこと。
- 四 その他放水路の操作上必要な措置を行うこと。

(洪水警戒体制の解除)

第21条 所長は、洪水が終わったときまたは洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

(記録及び報告)

第24条 所長は、放水路を管理するために必要な事項について日報、月報及び年報を作成し、これらを保管しておくとともに、特に重要な事項については速やかに愛知県建設部長に報告するものとする。

(16) 筏川排水機操作規則 (抜粋)

(操作の操作)

第4条 大雨(日雨量80ミリメートル以上をいう)及び樋門による自然排水のみで、内水の排除が困難と予測され内水位が-1.20メートルより高くなった時に所長は排水機の運転を開始させ、退潮時に内外水位が等しくなった時に停止させ、ただちに自然排水に切替えるものとする。

但し所長が自然排水のみで不足を予測するときは干潮時でも排水機の運転をさせるものとする。

日雨量250ミリメートル以上又は3日連続雨量440ミリメートル以上の降雨が予想されるような特別な異常気象の際は前項にかかわらず所長は自然排水を勘案しながら適宜排水機を操作させ内水排除に努めなければならない。

(洪水時等の警戒体制)

第7条 連続日雨量80ミリメートル以上の大雨等の気象情報があったとき、又は所長が必要を認めた場合は、所長はそれぞれ担当部所に必要な人員を配置し洪水時等の警戒体制をとらなければならない。

(洪水時等の警戒体制の場合の処置)

第8条 前条により洪水時等の警戒体制を命ぜられたとき、係員は排水機の操作が何時でも開始出来るように、次の各号の処置をとらなければならない。

- 1 排水機の操作に必要な機械器具電源等の細部点検を行なうこと
- 2 夜間作業に必要な電灯等の器具を整備すること
- 3 係員は、内外水位を30分毎に所長に報告すること

(排水機の運転開始並停止)

第9条 係員は、排水機の運転を開始し並に停止した場合はすみやかに報告すること。

(洪水時等の警戒体制の解除)

第10条 所長は、第7条の警戒体制の必要がないと認めた時は警戒体制を解除する。

(17) 地蔵川排水機場操作規則 (抜粋)

第1章 総則

(操作の目的)

第2条 機場の操作は、地蔵川の洪水の一部を八田川へ排水することにより、地蔵川及び新地蔵川流域の洪水の防止を目的とする。

第2章 機場の操作の方法等

(洪水時における操作方法)

第4条 愛知県春日井市御幸町3丁目地先の地蔵川の水位(以下「内水位」という。)がT.P.

プラス 8.90 メートル以上の時を洪水時といい、愛知県尾張建設事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号に定めるところにより機場を操作するものとする。

- 一 内水位が、T.P. プラス 8.90 メートル（ポンプ運転開始水位）に達し、更に上昇すると予想されるとき、樋管ゲートを全開し、排水機の運転を開始するものとする。
- 二 前項により排水機を運転している場合において、内水位が T.P. プラス 8.30 メートル以下（ポンプ運転停止水位）となったときは全ての排水機の運転を停止し、樋管ゲートを全開するものとする。
- 三 排水機を運転している場合において、愛知県春日井市御幸町 3 丁目地先の八田川の水位（以下「外水位」という。）が T.P. プラス 14.74 メートル（放流先の八田川 0k833 地点における計画高水位）に達したときは、全ての排水機の運転を停止し、樋管ゲートを全開するものとする。
- 四 前項により排水機の運転を停止している場合において、外水位が T.P. プラス 14.74 メートル以下となったときは、樋管ゲートを全開し、排水機の運転を開始するものとする。

（平水時における操作方法）

第 5 条 所長は、前条に規定する場合以外の場合は排水機を運転せず、かつ樋管ゲートを全開しておくものとする。

（操作の方法の特例）

第 6 条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度内において前 2 条に規定する方法以外の方法により、排水機等を操作することができるものとする。

（庄内川運転調整の実施）

第 8 条 所長は、第 4 条及び第 6 条の規定にかかわらず、庄内川排水ポンプ場運転調整要綱（平成 13 年 6 月 1 日施行、平成 26 年 6 月 1 日最終改定。以下「要綱」という。）に基づき、次の各号に定めるところにより排水ポンプの運転調整を行うものとする。

- 一 排水ポンプの運転調整は、要綱に定める連絡系統により庄内川河川事務所長（以下「事務所長」という。）から、排水ポンプ運転調整の基準水位に達した旨の通知を受けたときに行うものとする。
- 二 排水ポンプの運転調整は、要綱に定める連絡系統により事務所長から、庄内川からの越水又は破堤が発生した場合に当該地点から上流の排水調整対象ポンプ場の運転を調整する旨の発令を受けたときに行うものとする。
- 三 排水ポンプの運転調整は、要綱に定める連絡系統により事務所長から、一級河川新川上流域もしくは下流域において、排水調整を行っているときに、庄内川の洪水が新川洗堰を越流している旨の通知を受けたときに行うものとする。
- 四 国土交通省庄内川枇杷島水位観測所（清須市西枇杷島町小田井（右岸））の水位が、運転調整の準備水位（T.P. プラス 6.40 メートル）に達した時点で、運転調整（排水停止）に向けた準備を開始するものとする。
- 五 排水ポンプの運転調整は、要綱第 7 条で定める基準水位（枇杷島橋水位観測所 T.P. プラス 8.00 メートル）を上回るまでにポンプが全台停止となるように、すみやかに停止操作を行うものとする。
- 六 排水ポンプの全台停止後、管理者はすみやかに事務所長に報告する。

（運転調整の解除）

第 9 条 所長は、次の各号に定めるところにより運転調整を解除するものとする。

- 一 要綱第 7 条で定める基準水位（枇杷島橋水位観測所 T.P. プラス 8.00 メートル）を下回

ったとき。

二 事務所長より、排水ポンプの運転調整の解除、もしくは庄内川の水位情報についての通知を受けたとき。

三 越水又は破堤した地先の応急復旧が完了したとき、もしくは庄内川の水位が低下し排水ポンプの運転による水が破堤箇所などから浸水する恐れがなくなったとき、事務所長から排水ポンプの運転の可能性についての発令を受けたとき。

(操作に関する記録)

第10条 所長は、機場を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作した施設等の名称
- 二 操作した施設の操作開始及び終了の年月日ならびに時刻
- 三 気象及び水象の状況
- 四 操作の内容
- 五 操作の際に行った通知の状況
- 六 第6条による操作を行ったときは、その理由
- 七 その他参考となるべき事項

3 ダム等

(1) 佐久間ダム操作規程(抜粋)

(洪水及び洪水時)

第4条 この規定において、「洪水」とは、貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が $1,400\text{m}^3/\text{S}$ 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

(洪水時における措置等)

第22条 洪水時においては、第20条第3号および第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次の定めるところにより、貯水池から放流し、または貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないための必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。

(イ) 洪水時に至った時以後60分間においては、 $1,400\text{m}^3/\text{S}$

(ロ) (イ)に規定する時間が経過したときからのダムの全ての洪水吐ゲートが全開となるまでの間は60分前に生じた流入量に相当する流量

(ハ) (ロ)に規定する時間が経過したときから流入量が最大となった時(以下「最大時」という。)を経て流入量と放流量が等しくなるまでの間は、すべてのゲートを全開としたときの放流量

(ニ) (ハ)に規定する時間が経過したときから洪水時が経過するまでの間は流入量に相当する流量

(ホ) (ロ)の場合において、ダムの全ての洪水吐ゲートが全開に至らないで最大時に達した時は流入量と放流量が等しくなるまでの間は最大時の放流量

(ヘ) (ホ)に規定する時間が経過した時以後は(ニ)の規定による放流量

(ト) (ニ)の場合において、流入量が再び増加を始めた時は、その時以後60分間は増加

を始めた時の放流量

(フ) (ト)に規定する時間が経過した時以後は(イ)以下の順序でそれぞれ各号の規定による放流量

ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時からイ(フ)に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により貯水池から放流すること。

ハ イ(フ)に規定する時間が経過した時以後においては貯水位からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留すること。

(2) 法第49条の規定による記録を作成すること。

(3) その他ダムおよび貯水池の管理上必要な措置

(2) 新豊根ダム操作規則（抜粋）

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（電源開発株式会社新豊根発電所（以下「発電所」という。）の揚水量を除く。以下「流入量」という。）が、毎秒300立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期間 6月1日から10月10日までの期間
- 二 非洪水期間 10月11日から翌年5月31日までの期間

(洪水調節等のための利用)

第10条 洪水調節は、次の各号に掲げる期間において、それぞれ当該各号に定める容量を利用して行うものとする。

- 一 洪水期間 標高466.9メートルから標高474.0メートルまでの容量10,500,000立方メートル
- 二 非洪水期間 標高470.0メートルから標高474.0メートルまでの容量6,100,000立方メートル

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間において、標高470.0メートルから標高474.0メートルまでの容量6,100,000立方メートルを利用して行うものとする。

(予備放流)

第14条 所長は、洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合で、水位が予備放流水位を超えているときは、水位を予備放流水位に低下させるため毎秒300立方メートルを限度としてダムから放流を行うものとする。

(洪水調節)

第15条 所長は、次の各号に定める方法により洪水調節を行わなければならない。ただし、水位が、472.6メートル以上にある場合又は、洪水期間にあつては予備放流水位から5.6メートルを減じた水位、非洪水期にあつては予備放流水位から3.5メートルを減じた水位より下にある場合で、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りではない。

- 一 流入量が、毎秒300立方メートルから毎秒1,800立方メートルまでの間にあつて増加し続けているときは、毎秒 $\{(\text{流入量}-300) \times 0.267 + 300\}$ 立方メートルの水量を放流す

ること。

- 二 前号の方法による操作の後、流入量が減少しはじめた時以後は、流入量が放流量と等しくなる時又は流入量が前号の方法による操作中における最大流入量と等しくなる時まで、毎秒 $\{(前号の方法による操作中における最大流入量 - 300) \times 0.267 + 300\}$ 立方メートルの水量の流水の放流を行うこと。
- 三 前号の方法による操作の後、流入量が第1号の方法による操作中における最大流入量を超えた時以後は、前2号に規定する方法によりダムから放流を行うこと。
- 四 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、放流量が毎秒300立方メートルを下るまでの間に流入量が再び増加した場合で、流入量が放流量と等しくなった時以降は、流入量が毎秒 $\{(当該放流量 - 300) \times (1/0.267) + 300\}$ 立方メートルに等しくなる時まで、当該放流量に相当する水量の流水を放流を行うこと。
- 五 前号の方法による操作の後、流入量が前号に規定する式により得られる水量を超えた時以後は、前4号に定める方法により放流を行うこと。
- 六 流入量が、毎秒1,800立方メートルを超えた時以後は、流入量が毎秒700立方メートルに等しくなる時まで、毎秒700立方メートルの水量の放流を行うこと。

(3) 豊川用水事業・豊川総合用水事業 取水規程（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第77条 この規程において宇連ダムにおける「洪水」とは、宇連ダム貯水池への流入量（以下「流入量」という）が $50 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上であることをいい、大島ダムにおける「洪水」とは、大島ダム貯水池への流入量（以下「流入量」という）が $70 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上であることをいい、大野頭首工における「洪水」とは、大野調整池への流入量（以下「流入量」という。）が $160 \text{ m}^3/\text{s}$ 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時における措置）

第82条 洪水警戒時に宇連ダムにおいては、前条第1項第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- 一 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- 二 次に定めるところにより、宇連ダム貯水池から放流し、又は宇連ダム貯水池に流水を貯留すること。ただし、宇連ダム貯水池からの放流は、第10条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時における宇連ダム貯水位が、予備放流水位を超えているときは、次の順序により、それぞれ次に掲げる流量の流水を宇連ダム貯水池から放流し、宇連ダム貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を宇連ダム貯水池から放流すること。
 - (イ) 流入量が $10 \text{ m}^3/\text{s}$ になる時以前においては流入量に相当する流量。
 - (ロ) 流入量が $10 \text{ m}^3/\text{s}$ になった時から流入量が $50 \text{ m}^3/\text{s}$ になるまでの間においては、別図第2に定めるところによる宇連ダム貯水池からの放流量。
 - (ハ) 放流量が $50 \text{ m}^3/\text{s}$ になった時以後においては、 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ 。
 - ロ 洪水警戒時に至った時における宇連ダム貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を宇連ダム貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時に至った時における宇連ダム貯水位が予備放流水位を下回っていると

きは、宇連ダム貯水池から放流をしながら、又はこれをしないで宇連ダム貯水池に流水を貯留し、宇連ダム貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を宇連ダム貯水池から放流すること。

三 その他宇連ダム及び宇連ダム貯水池の管理上必要な措置。

2 洪水警戒時に大島ダムにおいては、前条第1項第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

二 その他大島ダム及び大島ダム貯水池の管理上必要な措置。

3 洪水警戒時に大野頭首工においては、前条第1項第一号から第五号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

二 次に定めるところにより、大野頭首工から放流し、又は大野調整池に流水を貯留すること。ただし、大野頭首工からの放流は、第30条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ 洪水警戒時に至った時における大野調整池水位が、予備放流水位を超えているときは、次の順序により、それぞれ次に掲げる流量（大野調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量から大野取水口からの取水量を差し引いた流量（以下「差引流量」という）に相当する流量）に相当する流量を大野調整池から放流すること。

（イ） 差引流量が $20 \text{ m}^3/\text{s}$ になる時以前においては、差引流量に相当する流量。

（ロ） 差引流量が $20 \text{ m}^3/\text{s}$ になった時から差引流量が $160 \text{ m}^3/\text{s}$ になるまでの間においては、別図第2に定めるところによる大野調整池からの放流量。

（ハ） 放流量が $160 \text{ m}^3/\text{s}$ になった時以後においては、 $160 \text{ m}^3/\text{s}$ 。

ロ 洪水警戒時に至った時における大野調整池水位が、予備放流水位に等しいときは差引流量に相当する流量の流水を大野調整池から放流すること。

ハ 洪水警戒時に至った時における大野調整池水位が、予備放流水位を下回っているときは、大野調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで大野調整池に流水を貯留し、大野調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、差引流量に相当する流量の流水を大野調整池から放流すること。

三 その他大野頭首工及び大野調整池の管理上必要な措置。

第1目 宇連ダム

（洪水時における措置）

第88条 洪水時においては、第81条第1項第三号及び第四号並びに第82条第1項第一号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 次に定めるところにより、宇連ダム貯水池から放流し、及び宇連ダム貯水池に流水を貯留すること。ただし、宇連ダム貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにすること。

イ 洪水時が始まった時から、流入量に相当する流量の流水を宇連ダム貯水池から放流し、宇連ダムの余水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

ロ イに規定する時間が経過した時から、宇連ダムの余水吐ゲートを全開しておき、

流入量が最大となった時を経て、宇連ダム貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ハ ロに規定する時間が経過した時から、流入量が $50\text{ m}^3/\text{s}$ になるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を宇連ダム貯水池から放流すること。

ニ ハに規定する時間が経過した時以降においては、宇連ダム貯水池からの放流をしながら又はこれをしないで宇連ダム貯水池に流水を貯留すること。

ホ イからニまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における宇連ダム貯水位が予備放流水位を下回っているときは、宇連ダム貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで宇連ダム貯水池に流水を貯留し、宇連ダム貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、イからニまでの規定の例により放流すること。

二 法第49条の規定による記録を作成すること。

三 その他宇連ダム及び宇連ダム貯水池の管理上必要な措置。

第2目 大島ダム

(洪水時における措置)

第90条 洪水時においては、第81条第1項第三号及び第四号並びに第82条第2項第一号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 法第49条の規定による記録を作成すること。

二 その他大島ダム及び大島ダム貯水池の管理上必要な措置。

第3目 大野頭首工

(洪水時における措置)

第91条 洪水時においては、第81条第1項第三号及び第四号並びに第82条第3項第一号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

一 次に定めるところにより、大野頭首工から放流し、及び大野調整池に流水を貯留すること。ただし、大野頭首工からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 洪水時に至った時から、差引流量に相当する流量の流水を大野頭首工から放流し、大野頭首工の制水ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。

ロ イに規定する時間が経過した時から、大野頭首工の制水ゲートを全開しておき、差引流量が最大となった時を経て、大野調整池水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ハ ロに規定する時間が経過した時から、差引流量が $160\text{ m}^3/\text{s}$ になるまでの間においては、差引流量に相当する流量の流水を大野調整池から放流すること。

ニ ハに規定する時間が経過した時以降においては、大野調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで大野調整池に流水を貯留すること。

ホ イからニまでの規定にかかわらず、洪水時が始まる時における大野調整池水位が予備放流水位を下回っているときは、大野調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで大野調整池に流水を貯留し、大野調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、イからニまでの規定の例により放流すること。

二 法第49条の規定による記録を作成すること。

三 その他大野頭首工及び大野調整池の管理上必要な措置。

(4) 豊川水系豊川放水路分流ぜき操作規則（抜粋）

(分流堰のゲートの操作方法)

第3条 豊橋工事事務所長（以下「所長」という。）は、愛知県豊川市柑子町若宮地先の放水路第1水位観測所において観測した豊川の水位（以下「豊川水位」という。）が5.00メートル以上で、さらに上昇するおそれがあるときは、分流堰のゲート（樋管のゲートを除く。以下同じ。）を開くものとする。

2 所長は、放水路への流入量が毎秒1,800立方メートル以上になるおそれがあるときは、放水路への流入量が毎秒1,800立方メートルを超えないように分流堰のゲートを操作するものとする。

3 所長は、豊川水位が5.00メートル未満であるとき、又は5.00メートルに達してもさらに上昇するおそれがないときは、分流堰のゲートを全閉しておくものとする。

(樋管のゲートの操作の方法)

第4条 所長は、樋管のすべてのゲートを放水路の流水の正常な機能を維持するために操作するときを除き、全閉しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第5条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認められるときは、必要な限度において、前2条に規定する方法以外の方法により、分流堰を操作することができるものとする。

(操作上の配慮)

第6条 所長は、分流堰の操作にあたっては、分流堰附近の水位に急激な変動を生じないように配慮するものとする。

(通知及び警告)

第7条 所長は、分流堰を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、中部地方建設局長（以下「局長」という。）の定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は、分流堰を操作することにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、局長の定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は、分流堰を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作したゲートの名称及び開度
- 四 操作の際に行った通知の相手方及び内容並びに警告の内容
- 五 操作の理由
- 六 その他参考となるべき事項

(洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制をとるものとする。

- 一 豊川水系が4.00メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- 二 豊川に洪水注意報又は洪水警報が行われたとき。
- 三 その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において分流堰を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 分流堰及び分流堰を操作するため必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。以下同じ。）及び整備を行うこと。
- 三 分流堰の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他水門の管理上必要な措置

（洪水警戒体制の解除）

第11条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水が発生するおそれなくなったと認めたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

（5）黒田ダム操作規定（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第4条 この規定において「洪水」とは、調整池への流入量（揚水によるものは除く。以下「流入量」という。）が $12\text{m}^3/\text{s}$ 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（洪水時における措置）

第22条 洪水時においては、第20条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度においてその急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を調整池から放流すること。

(イ) 洪水時に至った時以後30分間においては $12\text{m}^3/\text{s}$

(ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から流入量が最大となるまでの間においては、30分間に生じた流入量に相当する流量

(ハ) 流入量が最大となった時（以下「最大時」という。）から流入量と放流量とが等しくなるまでの間においては、最大時における放流量

(ニ) (ハ)に規定する時間が経過した時から洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量

(ホ) (ニ)に規定する場合において流入量が再び増加を始めた時から30分間においては、増加を始めた時の放流量

(ヘ) (ホ)に規定する時間が経過した時以後においては、(ロ)、(ハ)、及び(ニ)の順序で、それぞれ各号の規定による放流量

ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における調整値水位が制限水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が制限水位に等しくなった時からイ(ハ)に規定する時間が経過するまでの間においては、イの規定の例により調整池から放流すること。

ハ イ(ハ)に規定する時間が経過した時以後においては調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(6) 矢作ダム操作規則（抜粋）

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒800立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（洪水期間及び非洪水期間）

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期間 6月1日から10月15日まで
- 二 非洪水期間 10月16日から翌年5月31日まで

（洪水調節のための利用）

第11条 洪水調節は、標高292.0メートルから標高298.0メートルまでの容量最大15,000,000立方メートルを利用して、洪水期間にあつては水位を制限水位より上昇しないよう制限して行い、非洪水期間にあつては予備放流により水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあつては標高292.0メートルから標高298.0メートルまでの容量最大15,000,000立方メートルを利用して行なうものとする。

（洪水調節）

第19条 所長は、次の各号の定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これらによらないことができる。

- 一 流入量が毎秒800立方メートルに達した後最大に達するまでは、毎秒 $\{(流入量-800) \times 0.333 + 800\}$ 立方メートルを放流すること。
- 二 流入量が最大に達した後は、毎秒 $\{(最大流入量-800) \times 0.333 + 800\}$ 立方メートルを限度として流入量が当該放流量に等しくなるまで放流すること。

（ゲートの操作方法）

第31条 ゲートを操作してダムから放流を行う場合においては、コンジットゲートの操作により行うことを原則とし、これによって所要の放流ができないときは、クレストゲートを操作して放流するものとする。

（クレストゲートの操作）

第32条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第24条各号の一に該当する場合においては、ダムから放流を行うとき。
- 二 第34条の規定によりクレストゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

（コンジットゲート及びコンジット予備ゲートの操作）

第33条 コンジットゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第24条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行なうとき。
- 二 第34条の規定によりコンジットゲートの点検又は整備を行なうため必要があるとき。

2 コンジット予備ゲートは、次の各号に該当する場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 第34条の規定によりコンジットゲート又はコンジット予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 二 その他必要があるとき。

(7) 矢作第2ダム操作規程（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第4条 この規定において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が $800\text{m}^3/\text{S}$ 以上であることをいい「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時における措置）

第20条 洪水警戒時においては、前条第1項第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的变化を予測すること。

(2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。

ただし、調整池からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位をこえているときは、調整池からの放流を行い、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ただし、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以降、同条第2項に規定する措置を容易ならしめるため、又は下流側の既得利水者への放流量を確保する必要がある場合、この限りでない。

ロ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ただし、同条第2項に規定する措置を容易ならしめるため、又は下流側の既得利水者への放流量を確保する必要がある場合、この限りでない。

ハ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ただし、同条第2項に規定する措置を容易ならしめるため、又は下流側の既得利水者への放流量を確保する必要がある場合、この限りでない。

ニ イ、ロ、ハの規定にかかわらず、国土交通省矢作ダムのダム放流が予想される時、又はダム放流中のときは、最低水位を限度に調整池水位を低下させることができる。

ただし、調整池からの放流は第11条の規定により別図第2に定めるところによつてしなければならない。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

2 水害が予想される際には、別に定め、操作規程と一体のものとして河川管理者の承認を受けた「矢作第二ダム大規模洪水時事前放流実施要領」により、調整池水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

（洪水時における措置）

第21条 洪水時においては、第19条第1項第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。

ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。

イ 洪水時に至った時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間これを継続すること。

ただし、既に洪水吐ゲートが全開となっている場合は、これを継続すること。

ロ イに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき流入量が最大となった時を経て、調整池水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。

ただし、調整池水位が予備放流水位を下まわっている場合は流入量が最大となるまでの間、これを継続すること。

ハ ロに規定する時間が経過した時から、洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

二 洪水時が経過した時から、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留すること。

(2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置。

(8) 越戸ダム操作規程（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が1,200m³/S以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時における措置）

第20条 洪水警戒時においては、前条第1項第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。

(2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。

ただし、調整池からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。

イ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位をこえているときは、調整池からの放流を行い、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ロ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

ハ 洪水警戒時に至った時における調整池水位が、予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら、又はこれをしないで調整池に流水を貯留し、調整池水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。

(3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

2 水害が予想される際には、別に定め、操作規程と一体のものとして河川管理者の承認を受けた「越戸ダム大規模洪水時事前放流実施要領」により、調整池水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。

（洪水時における措置）

第21条 洪水時においては、第19条第1項第3号及び第4号並びに前条第1項第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。
ただし調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにしてすること。
 - イ 洪水時に至った時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダム
の洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
ただし、既に洪水吐ゲートが全開となっている場合は、これを継続すること。
 - ロ イに規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき流入量
が最大となった時を経て、調整池水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継
続すること。
ただし、調整池水位が予備放流水位を下まわっている場合は流入量が最大となるま
での間、これを継続すること。
 - ハ ロに規定する時間が経過した時から、洪水時が経過するまでの間においては、流入
量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

(9) 羽布ダム操作規程（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第5条 この規程において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が
80m³/S以上であることをいい、「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

（洪水警戒時における措置）

第22条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各
号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、又は貯水池に流水を貯留すること。
ただし、貯水池からの放流は、第13条の規定に適合しないこととなるときは、でき
るだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を超えているときは、貯水
池からの放流を行い、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入
量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ロ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位に等しいときは、流入量に
相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
 - ハ 洪水警戒時に至った時における貯水位が、予備放流水位を下まわっているときは、
貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が
予備放流水位に等しくなった時以後においては、流入量に相当する流量の流水を貯水
池から放流すること。
- (3) 水害が予想される際には、前号の規程にかかわらず、別に定める羽布ダム事前放流等
実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努めること。
- (4) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

（洪水時における措置）

第23条 洪水時においては、第21条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置の
ほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、貯水池から放流し、及び貯水池に流水を貯留すること。ただし、貯水池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度においてその急激な変動を生じないようにすること。
- イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を貯水池から放流すること。
- (イ) 洪水時に至った時から流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
- (ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大になった時を経て貯水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。
- (ハ) (ロ)に規定する時間が経過した時から流入量が $80\text{m}^3/\text{S}$ になるまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を貯水池から放流すること。
- ロ イの規定にかかわらず、洪水時に至った時における貯水位が予備放流水位を下まわっているときは、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留し、貯水位が予備放流水位に等しくなった時以後において、イ(イ)から(ハ)までの規定の例により貯水池から放流すること。
- ハ イ(ハ)に規定する時間が経過した時以後においては、貯水池からの放流をしながら、又はこれをしないで貯水池に流水を貯留すること。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(10) 丸山ダム操作規則（抜粋）

（洪水調節）

第11条 所長は、流入量が毎秒4,800立方メートルを超えたとき以後は、流入量が、毎秒4,800立方メートルに等しくなるときまで、毎秒4,800立方メートルの水量を放流すること。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、この限りでない。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第12条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が常時満水位を超えているときは、速やかに、水位を常時満水位に低下させるため、洪水調節を行った後には、前条本文に定める方法による操作中における放流量のうち最大の放流量、洪水に達しない流水の調節を行った後には、毎秒4,800立方メートルの水量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行うことができる。

(11) 今渡ダム操作規程（抜粋）

（洪水及び洪水時）

第4条 この規程において「洪水」とは、調整池への流入量（以下「流入量」という。）が $3,500\text{m}^3/\text{S}$ 以上であることをいい、「洪水時」とは、洪水が発生しているときをいう。

2. 前項に規定する「洪水」のうち、ダム上流域の48時間累加雨量（予測降雨量を含む。）

が230mm 以上であることを「大規模洪水」といい、大規模洪水が発生しているときを「大規模洪水時」という。

(洪水警戒時における措置)

第20条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
 - (2) 次に定めるところにより、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。
ただし、調整池からの放流は、第11条の規定に適合しないこととなるときは、できるだけこれに適合するような方法で行うこと。
 - イ 洪水警戒時に至った時は、前号の結果を踏まえ、調整池水位が予備放流水位以下となるよう調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。
 - ロ 洪水警戒時における最大放流量は洪水量とする。
 - ハ 洪水警戒時にダムへの最大流入量を迎え、今後の降雨の予測がない場合は、調整池から放流し、又は調整池に流水を貯留すること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第3号及び第4号並びに前条第1号に掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 次に定めるところにより、調整池から放流し、及び調整池に流水を貯留すること。
ただし、調整池からの放流は、下流の水位の急激な変動を生じないため必要な最小限度において、その急激な変動を生じないようにすること。
 - イ 次の順序によりそれぞれ次に掲げる流量の流水を調整池から放流すること。
 - (イ) 洪水時に至った時から、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流し、ダムの洪水吐ゲートを全開することとなるまでの間、これを継続すること。
 - (ロ) (イ)に規定する時間が経過した時から、ダムの洪水吐ゲートを全開しておき、流入量が最大となった時を経て、調整池水位が予備放流水位に等しくなるまでの間、これを継続すること。
 - (ハ) (ロ)に規定する時間が経過した時から、洪水時が経過するまでの間においては、流入量に相当する流量の流水を調整池から放流すること。
 - (ニ) 洪水時に至った時における調整池水位が予備放流水位を下まわっているときは、調整池からの放流をしながら又はこれをしないで予備放流水位を限度として、調整池に流水を貯留することができる。
- (2) 法第49条の規定による記録の作成をすること。
- (3) その他ダム及び調整池の管理上必要な措置

(12) 濃尾用水犬山頭首工管理規程(抜粋)

(頭首工ゲートの出水時の操作)

第8条 今渡地点の木曾川本川流量が600m³/sに達するまでは、制水門1号、制水門6号を小開度とし、制水門3号フラップゲート及び制水門4号フラップゲート、制水門2号により開扉放流するものとする。

2 今渡地点の木曾川本川流量が前項の量を超え以後増水する場合は、出水に応じて標高37.40mを保ちながら、制水門3号フラップゲート及び制水門4号フラップゲートを全起

立とし、順次制水門 2 号、制水門 1 号、制水門 3 号、制水門 4 号、制水門 5 号、制水門 6 号、土砂吐制水門 2 号及び土砂吐制水門 1 号、舟通し水門の順をもって、開操作を行うものとする。

さらに水位が標高37.40m以上に上昇するときは、全制水門及び全土砂吐制水門、舟通し水門を全開状態におくものとする。

3 今渡地点の木曾川本川流量が3,000m³/sに達した場合は、左岸余水吐水門を全開するとともに左岸取入樋門及び右岸沈砂池制水門を全閉するものとする。

4 1つのゲートを開閉した後、引き続いて他のゲートを始動する場合は、少なくとも30秒を経過した後でなければ始動させてはならない。ただし、頭首工の水位が急激に上昇している場合においてやむを得ないと認められるときは、第2項及び本項についてこの限りでない。

(頭首工ゲートの出水後の操作)

第9条 頭首工地点において上流水位が標高37.40mに減じた後、今渡地点の木曾川本川流量が600m³/sに達するまで、標高37.40mを保ちながら減水に応じて、土砂吐制水門 1 号及び土砂吐制水門 2 号、制水門 6 号、制水門 5 号、制水門 4 号、制水門 3 号、舟通し水門、制水門 1 号、制水門 2 号と順次閉扉するものとする。

ただし、制水門 1 号及び制水門 6 号については、全閉とせず、小開度の開度にて放流を行うものとする。

なお、舟通し水門がまだ全開になっている状態で増水に転じた場合は、舟通し水門を除く前条2の順で開操作を行うものとする。

2 今渡地点の木曾川本川流量が2,000m³/s以下となり以降増水のおそれがないと認められるときは、左岸取入樋門及び右岸取入樋門を開扉するとともに左岸余水吐水門を操作するものとする。

3 今渡地点の木曾川本川流量が600m³/sを下回った場合は、制水門 3 号フラップゲート及び制水門 4 号フラップゲートの自動制御を再開するものとする。

(13) 木曾川用水施設に関する施設管理規程（抜粋）

(危害防止のための木曾川大堰及び濃尾第二施設の操作)

第16条 所長は、降雨等により、取水堰のゲートの操作によって取水堰の上流水位を標高3.70メートル以下に保つことができない場合は、速やかに、取水堰のすべてのゲートを全開しなければならない。

2 所長は、降雨等により幹線用水路等の水位の急激な上昇及びこれに伴う危害の発生が予想される場合においては、速やかに、木曾川大堰の取水口に設置した制水ゲート若しくは非常用ゲートの閉そく等又は幹線用水路の放水口の開放等危害防止のために必要な措置を執らなければならない。

(危害防止のための通知等)

第17条 所長は、機構法第19条の規定による危害防止のための通知及び周知の措置を、別に定めるところにより行うものとする。

(14) 長良川河口堰に関する施設管理規程（抜粋）

(洪水の安全な流下のための操作)

第6条 長良川河口堰管理所長（以下「所長」という。）は、堰流入量が毎秒800立方メートル

ルに達した時には全ての調節ゲート、閘門ゲート及びロック式魚道ゲート（以下「全てのゲート」という。）を全開としなければならない。全開とした後は、堰流入量が毎秒800立方メートル以下に減少するまで、全てのゲートを計画堤防天端高（T.P. +5.8メートル。以下「堤防高」という。）より高く引き上げておかなければならない。ただし、細則に定める塩水の遡上のおそれがあり、かつ、長良油島水位観測所に設置された水位計により測定された長良川の水位がT.P. +1.92メートルを下回っている場合は、全開としないことができる。

- 2 所長は、堰流入量が毎秒200立方メートルを超え、かつ、さらに増加するおそれのある場合には、前項に規定する操作に備えるものとし、調節ゲートをアンダーフローの状態としなければならない。ただし、下流水位の状況により塩水の遡上のおそれがあるときには、前項に規定する操作に備えている限りにおいてアンダーフロー以外の状態とすることができる。

（高潮時に関する操作等）

第7条 所長は、前条の規定にかかわらず、下流水位がT.P. +2.1メートルを超える高潮時には、全てのゲートを堤防高より高く引き上げなければならない。

- 2 所長は、前条第1項本文に規定する操作を行う場合を除き、下流水位がT.P. +1.2メートルを超えたときは、次に定めるところにより操作を行うものとする。

- 一 下流水位がT.P. +2.1メートルを超えると予測される場合には、前条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定にかかわらず調節ゲートをアンダーフローの状態とし、前項に規定する操作に備えるものとする。

- 二 前号に規定する場合を除いては、全てのゲートにより塩水の遡上の防止を図るものとする。

（津波時に関する操作）

第8条 所長は、気象庁から伊勢湾沿岸に対して津波警報が発せられ、伊勢湾外からの細則に定める高さ以上の津波の到達が予測されるときには、前2条の規定にかかわらず、全てのゲートを堤防高より高く引き上げなければならない。

（平常時の操作）

第9条 所長は、前3条に規定する場合を除いては、河川環境の保全に配慮しつつ、次に定めるところにより操作を行うものとする。

- 一 調節ゲートの操作は、オーバーフロー操作によるものとする。ただし、必要に応じてアンダーフロー操作を行うことができる。

- 二 前号に規定する操作に当たっては、魚類等の遡上及び降下並びに水質保全に十分配慮するものとする。上流水位の下限はT.P. +0.8メートル、上限はT.P. +1.3メートルとし、堰の上流と下流の水位の差が小さくなるよう努めるものとする。なお、上流水位の下限は、細則に定める場合にはさらに下げることができる。

- 三 前2号の規定にかかわらず、下流水位の状況により塩水の遡上のおそれのある場合には、全てのゲートにより塩水の遡上の防止を図るものとする。

（ゲート操作の原則）

第11条 所長は、ゲートを操作する場合は、堰の上流及び下流に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

（操作に関する通知等）

第12条 所長は、ゲートを操作することにより、流水の状況に著しい変化を生じさせると

認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、あらかじめ、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を執らなければならない。

(操作についての指示)

第13条 所長は、国土交通省中部地方整備局長の定める事務所長から長良川の河川管理に関連し堰の操作について指示があった場合は、これに基づき操作を行うものとする。

(15) 佐布里池操作要領 (抜粋)

(非常配備)

第6条 所長は、常に気象および水象等に留意し、200ミリメートル/日または、50ミリメートル/時以上の降雨量をとまなう台風ならびに集中豪雨のおそれのある気象通報が発せられたとき、もしくは、所長が必要と認めたときは非常配備を命じなければならない。

(非常配備の措置等)

第7条 所長は、第6条の規定により非常配備を命じたときは、池の維持および操作に万全を期するため、必要に応じて次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1)から(4) 略

(5) 佐布里池が常時満水位標高29.00メートル以上の水位にあるときは、愛知用水からの流入量の調節について水資源機構の協力を要請すること。

(6) 略

(水位および流量)

第9条 池の計画水位および計画流量は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| (1) 常時満水位標高 | 29.0m |
| (2) 異常洪水水位標高 | 30.0m |
| (3) 計画洪水量 | 24.5m ³ /sec |
| (4) 佐布里流入工最大流入量 | 14.5m ³ /sec |

(余水吐ゲートを操作する場合)

第14条 余水吐ゲートは、常時閉鎖しておくものとし、次の各号に掲げる場合においては、企業庁長の下承を得てこれを操作しなければならない。ただし緊急にしてこれにより難いときは、この限りでない。

- (1) 池の水位が台風または、集中豪雨等により、異常洪水位を越えるおそれのあるとき。
- (2) 台風、集中豪雨、地震等により堤体その他の重要施設が損傷したとき、または、損傷するおそれのある場合で池の保安上緊急を必要と認めるとき。
- (3) 堤体、その他の構造物について点検補修等を行うため、特に池の水位を低下させる必要があるとき。
- (4) 前各号のほか、特にやむを得ない理由により池の水位を低下させる必要があるとき、または余水吐ゲートの試運転を行うとき。

(余水吐ゲートの操作方法)

第15条 余水吐を操作するにあたっては、次の各号によらなければならない。

- (1) ゲート開度は、最大放流量の毎秒5.0m³/secを越えない範囲内において、必要な開度を設定する。
- (2) 下流に急激な増水または減水をおこさないよう下表に定める方法により行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況によりこの方法によることができない特別

な事情があるときは、他の方法によることができる。

余水吐ゲートの放流

	ゲート操作の 最小時間間隔	1回の操作による 最大放出量
放流開始後1時間まで	10分ごと	0.3m ³ /sec
放流開始後1時間以後	20分ごと	0.6m ³ /sec (累計5.0m ³ /sec)

(3) 職員による現地の監視のもとに操作することを原則とする。

(緊急放流に関する通報)

第17条 所長は、第17条第1号、第2号に該当した余水の放流（「緊急放流」という。）を行うときは、放流開始前に、知多浄水場に設置されたサイレンを、別に定める方法により吹鳴するほか別表-1に掲げる者に対して放流の約1時間前に通報しなければならない。なお、これらの放流に関する細部取扱いについては、あらかじめ知多建設事務所長および関係市長と協議するものとする。

(16) 小里川ダム操作規則（抜粋）

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒80立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期及び非洪水期)

第4条 洪水期及び非洪水期は、次の各号に定める期間とする。

- 一 洪水期 6月1日から10月15日までの期間
- 二 非洪水期 10月16日から翌年5月31日までの期間

(洪水調節等のための利用)

第9条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、標高353.0メートルから標高400.5メートルまでの容量12,900,000立方メートル、非洪水期にあつては、標高371.0メートルから標高400.5メートルまでの容量9,900,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水調節等)

第15条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期にあつては、水位が最低水位を超える場合に常用洪水吐1門からの自然放流により行うものとする。また、非洪水期にあつては、水位が常時満水位を超える場合に、常用余水吐からの自然放流により行うものとする。ただし、気象、水象その他の状況により必要と認められたときには、その限りではない。

(17) 木瀬ダム操作規則（抜粋）

(洪水)

第3条 この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒9立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

(洪水調節のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高193.2メートルから標高201.6メー

トルまでの容量450,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高188.4メートルから標高193.2メートルまでの容量129,000立方メートルのうち最大60,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第9条 水道用水の供給は、標高188.4メートルから標高193.2メートルまでの容量129,000立方メートルのうち最大69,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

第10条 愛知県豊田加茂建設事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒態勢を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒態勢を執ったときには、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

一 細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を越える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

(事前放流の実施)

第14条 水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努める。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

(18) 雨山ダム操作規則（抜粋）

(洪水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒6立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高269.3メートルから標高273.6メートルまでの容量144,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高265.5メートルから標高269.3メートルまでの容量78,000立方メートルのうち最大29,000立方メートルを利用して行うものとする。

(水道用水の供給のための利用)

第9条 水道用水の供給は、標高265.5メートルから標高269.3メートルまでの容量78,000立方メートルのうち最大49,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

第10条 西三河建設事務所長（以下「所長」という。）は、洪水が予想されるときは、細則の定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときには、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 愛知県建設局河川課、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所及びその他細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- 二 予備電源設備の試運転、その他洪水調節を行うに関し必要な措置。

(洪水調節等)

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節後における水位の低下)

第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流量の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

(事前放流の実施)

第14条 水害が予想される際には、別に定める事前放流実施要領により、貯水位を低下させ、空き容量の確保に努める。

(洪水警戒体制の解除)

第15条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第五節 水防作業

1 水防工法

水防工法は、発生した事態に適応する工法を正確に判断し、その選定を誤らなければ1種類の工法を施工するだけで成果を上げることが多いが、時には数種の工法を組み合わせることで初めてその目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わる工法を次々に行う必要がある。

堤防の組成材料、流速、堤防斜面（法面）、護岸の状態、使用材料がその付近で得やすいか否か等を考慮して工法を選定する。

堤防等の異常状態に対応する工法はおおむね次表のとおりである。

表…水防工法の種類

原因	工法	施工箇所	効果	工法の概要
深掘れ (洗掘)	木流し工	水の流れが急となっている箇所 流水が激しく堤防をたたき、深掘れ（洗掘）し始めている箇所	流水を緩やかにし、川側（川表）が崩れるのを防ぐ。川側（川表）の淀欠けを防ぐ（緩流部）。	樹木に重り土のうをつけて流し局部を被覆する。
	表シート張り工	川側（川表）が崩れだした箇所 透水し始めた堤防	川側（川表）の崩壊を防ぐ。吸い込み口をふさぎ透水を防ぐ。	川側（川表）の漏水面に防水シート等を張る。
	立てかご工	急流部の川側堤防斜面（川表法面）、根固めが、深掘れ（洗掘）、欠壊のおそれがある箇所	過去に深掘れ（洗掘）等した箇所の、災害の再発を防ぐ。	川側堤防斜面（表法面）に蛇かごを立てて被覆する。
亀裂	折り返し工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所 （粘土質堤防）	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する。
	打ち継ぎ工	堤防の上端（天端）に亀裂が生じた箇所 （砂質堤防）	亀裂の拡大を防ぐ。	上端（天端）の亀裂をはさんで両肩付近に杭を打ち、鉄線で結束する。
	五徳縫い工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂が生じた箇所	竹の弾力性を利用して、亀裂の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）の亀裂を竹で縫い崩落を防ぐ。
	かご止め工	堤防の居住側斜面（裏法）、または裏小段に亀裂や崩れが起こりそうな箇所	堤防の居住側斜面（裏法面）や裏小段の亀裂や崩壊を防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に菱形形状に杭を打ち、竹又は鉄線で縫う。
	つなぎ縫い工（竹）	堤防の上端（天端）や居住側斜面（裏法面）に亀裂が生じている箇所	竹の弾力性を利用して亀裂の拡大を防ぐ。	亀裂部分をはさんで杭を打ち、竹で結束する。
漏水	釜段工	堤防裏小段や堤防近くの平場	漏水の噴出口を中心に土のうを積んで水を貯え、その水圧により噴出を抑える。	裏小段、居住側斜面（裏法）先平地に円形に積み土のうにする。
	月の輪工	堤防の居住側斜面（裏法面）に漏水した水が噴き出している箇所	土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水圧を弱め、漏水口の拡大を防ぐ。	居住側斜面（裏法）に半円形に土のうを積む。

原因	工 法	施 工 箇 所	効 果	工 法 の 概 要
越 水 (堤防からの水のあふれ)	積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうを数段積み上げる。
	改良積土のう工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ってシートを張り、土のうを数段積み上げる。
	せき板工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に杭を打ち、板を杭に釘付けし、背後に土砂又は土のうを積む。
	水マット工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	ビニロン帆布製水のうを上端（天端）に置き、ポンプで水を注入する。
	蛇かご積み工	堤防が沈下した箇所 増水が早く、水が堤防を越えそうな箇所	水があふれること（越水）を防ぐ。	堤防上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く。
	裏シート張り工	水があふれる（越水）又はそのおそれのある箇所の居住側堤防斜面（裏法面）	水があふれること（越水）による居住側堤防斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防居住側斜面（裏法面）を防水シートで被覆する。
決 壊 防 止	築き廻し工	堤防の川側斜面（表法面）の深掘れ（洗掘）が進んでいる箇所 堤防上端（天端）まで崩壊し、幅員不足になりつつある箇所	堤防断面の厚みをつけ、破壊するのを防ぐ。	居住側斜面（裏法面）に土のうを積む。
	杭打ち積み土のう工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた、又は崩れそうな箇所	居住側斜面（裏法面）の崩壊を防ぐ。	堤防斜面（法）崩れの下部に杭を打ち、土のうを積む。
	土のう羽口工	堤防の居住側斜面（裏法面）が崩れた箇所	居住側斜面（裏法面）の崩れた箇所を補強し、堤防の崩れの拡大を防ぐ。	崩壊箇所に土のうを積み、竹で刺し貫いて、地上に突き出た竹を縫って固定する。
	わく入れ工	流れが急流となっている箇所 堤脚の深掘れ（洗掘）が見られる箇所	急流河川の流れをゆるやかにする。堤脚深掘れ（洗掘）の拡大を防ぐ。	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などを投入する。

2 水防活動中の心得

- (1) 命令なくして部所を離れたり勝手な行動をとらないこと。
- (2) 作業中は私語を慎み終始敢闘精神を以てこれにあたること。
- (3) 夜間など特に言動に注意し、みだりに「堤防から水があふれた（越水）」とか「堤防の決壊（破堤）」等の想像による言動をしないこと。
- (4) 命令および情報の伝達は、とくに迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるよう心がけること。
- (5) 滞水時間にもよるが、堤防に異常の起こる時期は、だいたい最大水位の前後である。しかし、堤防斜面（法）崩れ、陥没等は、減水時に生じる場合が多く、最大水位から4分の3程度に減水したときが最も危険である。したがって、洪水が最盛期を過ぎても、洪水が完全に流下するまでは警戒を解いてはならない。

第六節 避難

「愛知県地域防災計画」及び各市町村地域防災計画に定めるところによる。

第七節 水防信号及び水防標識

水防信号及び標識は、「水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）」に定めているとおりである。

1 水防信号

- (1) 出動信号 水防団等に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (2) 避難信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

種別	打鐘信号	余いん防止サイレン信号
出動	 (3 点)	約5秒 約6秒
避難		約3秒 約2秒

- 備考1. 信号継続時間は適宜とする。
2. 打鐘のほか太鼓も併用する。

2 水防標識

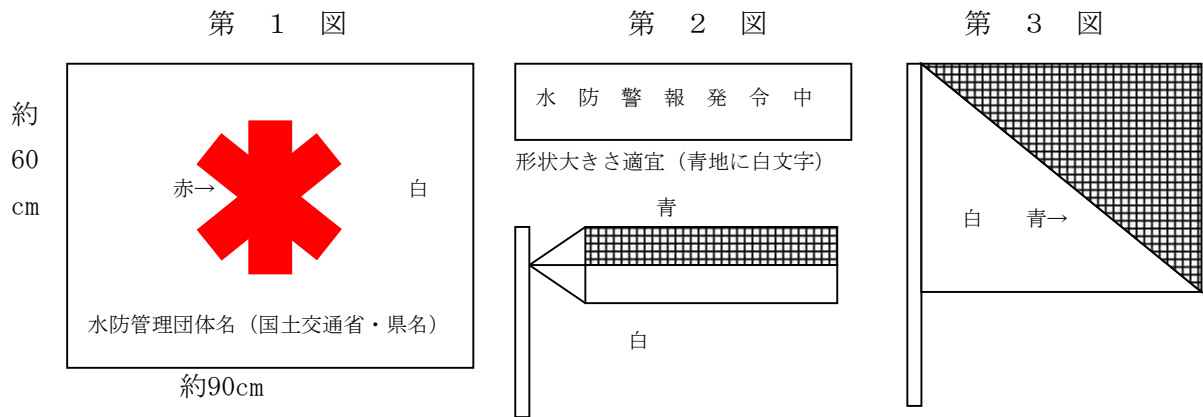
(1) 緊急自動車優先通行標識

水防のため出動する水防用緊急自動車（道路交通法の規定に基づき公安委員会の指定を受けたもの）は優先通行を確保するため、第1図の標識を用いるものとする。

(2) 水防警報発令標識

ア 水防警報発令の標識は、第2図、第3図の標識を用いるものとする。

イ この標識は火の見やぐら、その他公衆の見やすい箇所に掲げるものとする。



第八節 決壊等の通報並びに決壊後の処理

1 決壊等の通知（法第25条）

(1) 決壊等の意味

決壊とは堤防の全部または一部の損壊を意味する用語で、浸食や堤防斜面（法）崩れも決壊に含まれる。また、報告する際には、単に堤防決壊という表現では、堤防の全部が決壊（破堤）し、氾濫している状態と混同する恐れもあるので、具体的に以下の言葉を使用すること。

ア 堤防の決壊（破堤）	堤防が完全に切れ、水が居住側（堤内）にあふれ出たもの
イ 堤防斜面（法）崩れ	堤防の斜面（法面）が崩壊し、応急復旧が必要なもの
ウ 越水（水のあふれ）	堤防等は決壊（破堤）していないが、水が堤防を乗り越えて居住側（堤内）へ氾濫しているもの
エ 漏水	堤体又は地盤に水が浸透し、水の通過する部分、いわば水みちができて居住側堤防斜面（川裏）に流れ出すもの
オ 亀裂	通常、亀裂は堤防の上端（天端）又は堤防斜面（法面）に、堤防に平行して生じる。 上端（天端）に生じた亀裂は、大規模な堤防斜面（法）崩れの原因となる。

(2) 速報

ア 速報の意義と留意点

初動時において災害対策上は、「正確かつ詳細な情報」ではなく、「断片的でも迅速な情報」が重要であり、「いつ、どこで、なにがあったか」が基本となる。速報における留意点は以下のとおりである。

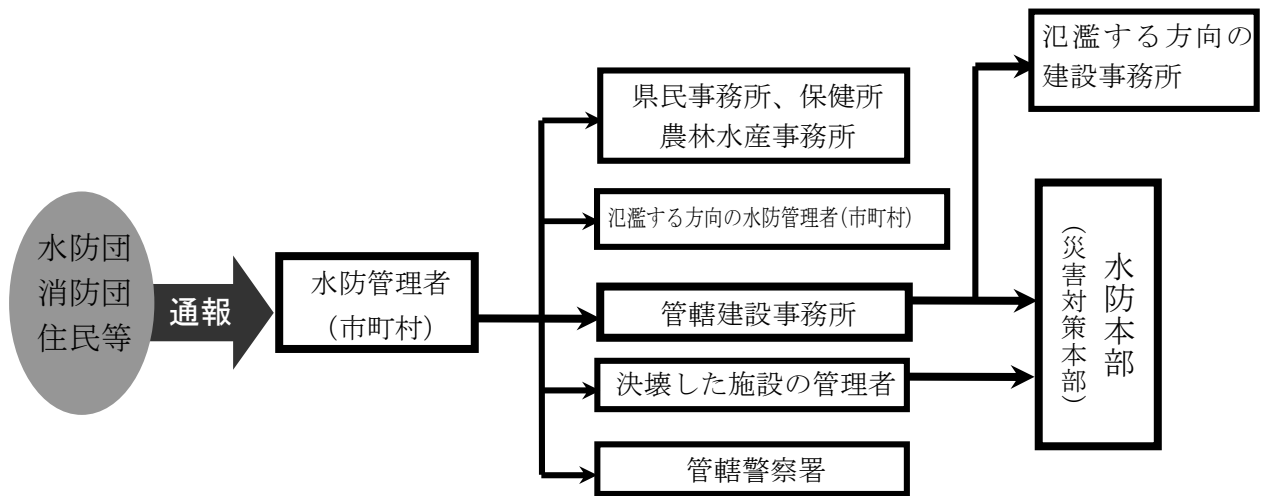
- ① 速報は冷静に伝達し、不確実な情報には、「…もよう」「…の情報あり」とすること。
- ② 現場からの情報を入手した場合、その時刻を必ず明記し併せて伝達しておくこと。
- ③ 互いに名乗り合うこと。

イ 速報の伝達経路

水防管理者（市町村）、水防団長又は消防機関の長は、堤防その他の施設が決壊して

氾濫又は、氾濫のおそれがあるときは、直ちに管轄する県建設事務所、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の水防管理者（市町村）及び所轄の警察署、関係県機関（県民事務所、保健所、農林水産事務所等）へ通報しなければならない。

なお、通報の連絡系統は下図のとおりである。



ウ 隣接する水防管理者（市町村）間の連絡体制の確立

水防管理者（市町村）は、決壊（破堤）情報等を隣接する市町村に通報するにあたり、平時からその通報体制について互いに確認しあい、密接な連携を図ること。

2 決壊後の処置（法第26条、法第19条）

- (1) 水防管理者、水防団長及び消防機関の長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
 - ア 適切な水防工法の実施
 - イ 避難指示等
 - ウ 関係機関への通報
 - エ 自衛隊の派遣要請を知事に要請
- (2) 水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はその損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。

3 決壊等による被害状況の報告

水防管理者、水防団長及び消防機関の長が、決壊や水のおぼれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。

- (1) 人的・住家被害

水防管理者は、被害状況をとりまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。
- (2) 公共土木施設被害

水防管理者は、被害状況をとりまとめ、管轄する国交省各河川事務所、県建設事務所、港務所又は農林水産事務所（以下「建設事務所等」という。）に対し報告する。県建設事務所等は、直ちに県水防本部に報告する。

第九節 水防解除

水防管理者は、水防団等に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに、県建設事務所に通知するものとする。

この通知を受けた県建設事務所は直ちに県水防本部へ報告し、県水防本部は県関係機関へ通知する。

第十節 費用負担と公用負担

1 費用負担

(1) 県の負担

県が行う水防事務に要する費用は県が負担する。（法第43条）

(2) 水防管理団体の負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。（法第41条）

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって決める。

また、水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要した費用の一部は当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。ただし、その費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって決め、協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請することができる。その場合、他の県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の県の知事と協議する。（法第42条）

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けた者は、次のアからエ（イにおける収用を除く）の権限を行使することができる。（法第28条第1項、第2項）

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両、その他の運搬用機器の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書

〇〇水防団〇〇部長
 ○ ○ ○ ○

上記の者に の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任
 したことを証明します。
 令和 年 月 日

〇〇市(町・村)長
 □ □ □ □ ㊟

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第 号)

目的別 負担内容	種類 使用	公 用 負 担 証					
		収用	処分等				
令和 年 月 日		市(町・村)長	□	□	□	□	㊟
		事務取扱者	□	□	□	□	㊟
○ ○ ○ ○ 殿							

3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。(法第28条第3項)

第十一節 水防報告と水防記録

1 水防管理者

水防管理者は、水防が終了したときは3日以内に次の事項を取りまとめて、様式1、様式2により管轄の県建設事務所に報告する。(法第47条)

- ア 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- イ 水防団員又は消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- ウ 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- エ 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- オ 使用資器材の種類・数量
- カ 法28条による公用負担の内容
- キ 応援の状況
- ク 避難指示及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- ケ 水防関係者の死傷
- コ 水防功労者及び功績

- サ 水防管理者の所見
- シ その他必要事項

2 県建設事務所長

県建設事務所長は、様式3により3日以内に県水防本部長に報告するとともに「水防記録」を作成して保管しなければならない。

3 県水防本部長

県水防本部長は、県建設事務所長からの報告について、3日以内に国（中部地方整備局等）に報告するものとする。

第1号様式

水防報告書 (水防管理団体)

報告者

番号

内線

水防管理団体名		令和 年 月 日報告				
増水（出水）の概要		級 川水系		川始め 河川		
		最高時間雨量	mm	月 日 時	地内	
		総雨量	mm	月 日 時	月 日 時	
水防活動	実施日時	月 日 時頃 ～ 月 日 時頃				
	実施箇所	No.	河川名	左右岸	位置	人員
		1			m	名
		2				
		3				
延出動人員	水防団 名 自衛隊 名		居住者 名			
	消防団 名 ()		名 計		名	
水防作業の概要及び水防工法						
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他
	水防の効果	名	棟	ha	m	
	被害					
使用資器材	種類	数量	単価	金額（円）		
特記事項						

備考

「増水（出水）の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

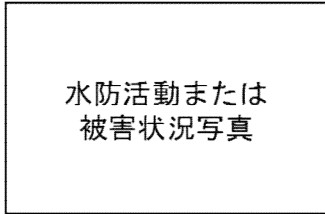
「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊（破堤）又は水があふれた（越水）箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

**令和〇〇年台風第〇号における水防活動
(愛知県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)**

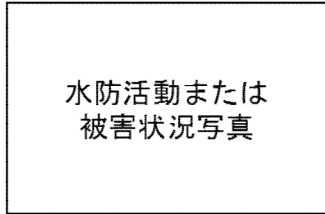
○概要

〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、述べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への積み土のうや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

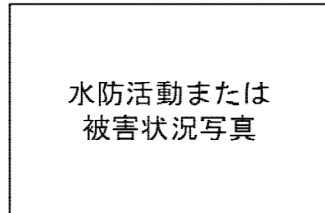
活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み(300袋) ・避難誘導(20世帯) ・排水作業(3件)



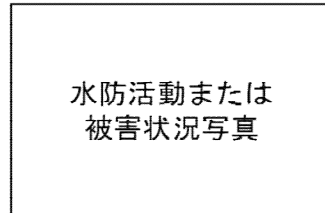
〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視



〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工



〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工



〇〇地区の浸水被害



水防報告書 (建設事務所)

令和 年 月 日報告

報告者 番号 内線

出水（増水）の概要							
箇所数							
水防実施日時	月 日		時頃より		月 日		時頃まで
出動人員	市町村名	水防団	消防団	自衛隊	居住者	その他	計
水防作業の概要							
被害状況 (公共土木被害を含む)	人	家屋	田畑	堤防	道路	その他	
	名	棟	ha	m	m		

